

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

20世紀初頭のイギリスにおけるヴィクトリア女王の 理解：若干の資料からの検討

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2008-12-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 光永, 雅明, Mitsunaga, Masaaki メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/381

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



20世紀初頭のイギリスにおけるヴィクトリア女王の理解

—若干の資料からの検討—

光 永 雅 明

はじめに—本稿の課題

19世紀末のイギリス国内において¹ヴィクトリア女王の大衆的な人気が高まったことはよく知られている。またそれとともに、君主制も、以前の時期に比べると、相対的に安定していったと言われる。「女王への敬意や女王の人気」が高まるとともに「君主制のリハビリテーション」が進んだことは、たしかに、「後期ヴィクトリア時代における最も驚くべき展開のひとつ」だったのである²。

このような女王の大衆的な人気と表裏一体だったのが、女王に関する特定の理解であったことも、しばしば指摘される場所である。すなわち、ドロシー・トムプスンが言うように、19世紀の末になると女王は「家庭的で、家族的で、受動的な女性のイメージ」を与えられ、実態とは逆に、積極的には実際の統治に関与しない君主だと考えられるようになった。同時に、そのような女性的な資質や道徳的な堅固さを備えつつ諸民族や諸人種の上に君臨する帝国の長としてのイメージも形作られた³。日常的な政治的意思決定過程からは距離を置き、その女性的な資質、とくに「母性」によって帝国臣民の上に君臨する「帝国の母」が女王だとの理解が広がったと言ってよいだろう。

¹ 以下とくに断らない限り、本稿はイギリス国内における女王の理解について検討する。

² G. R. Searle, *A New England?: Peace and War 1886-1918* (Oxford: Oxford University Press, 2004), 121.

³ Dorothy Thompson, *Queen Victoria: Gender and Power* (London: Virago, 1990), 120-136. 以下も参照のこと。ドロシー・トムプスン (古賀秀男、小関隆訳) 『階級・ジェンダー・ネイション——チャーティズムとアウトサイダー』(ミネルヴァ書房、2001)、第6章。

しかし、このような趨勢にもかかわらず、女王に関する人々の認識や評価——すなわち女王の理解——には、相当な差異や葛藤も孕まれていた。まず、上述の議論でもしばしば前提になっているように、ヴィクトリア時代の中期には、女王個人への手厳しい評価をも含む王室批判や反君主制論⁴が無視できない社会的な広がりを見せていた。たとえば反君主制論者の中にはチャールズ・ディルクのような若手の有望な自由党系の急進主義者も含まれていたのである⁵。

さらに、19世紀の末になっても、女王に関して——ないしは君主制全般について——全面的に好意的な意見のみが見られたわけではない。たとえばアントニー・テイラーは、1897年のダイヤモンド・ジュビリの段階においても、女王への嘲笑などを含む様々な王室への批判が『レイノルジズ』紙などで見られたことを示している⁶。またリチャード・ウィリアムズは、ヴィクトリア時代における君主制に関する議論を精査し、1880年代においても、王室歳費は過剰との批判が下院で根強く継続していたことを示している。さらにウィリアムズは、非政治的な「母」としての女王理解を覆すまでには至らなかったものの、1880年代末以降にはヴィクトリア女王が政治的に活発であるだけでなく党派性を有しているとの批判——アイルランド自治法案に敵意をもつなど、親保守党的で反自由党的な

⁴ 「王室批判」は、本稿では、王室関係者や君主制に対する何らかの意味での批判全般を指している。そのなかには、君主制の解体や大幅な機能縮小を展望する批判もあれば、君主制の維持、ときには発展を展望する批判もある。「反君主制論」は、王室批判のうち、君主制の解体や大幅な機能縮小を明確に展望する批判である。詳しくは以下の拙稿を参照のこと。光永雅明「ヴィクトリア時代中期における反君主制論の衰退：チャールズ・ディルクとフレデリック・ハリスンの議論を中心に」、『研究年報』43 (2006)、27-66頁。

⁵ なお当時の王室批判や反君主制論が比較的短期間のうちに退潮に向かったことは事実であるが、その退潮はけっしてごく自然に、あるいは皇太子の発病と回復といった偶発的な事情のみによって生じたのではなかった。むしろ反君主制論者が様々な政治的、社会的圧力を受け、ときには文字通りの身体的暴力の対象になったことなども考慮すべきであると思われる。詳細は拙稿を参照のこと。光永、「ヴィクトリア時代中期における反君主制論の衰退」、前掲論文。

⁶ Antony Taylor, *'Down with the Crown': British Anti-Monarchism and Debates about Royalty since 1790* (London: Reaktion Books, 1999). なおテイラーの言う「アンチ・モナキズム」anti-monarchism とは異なる意味で本稿では「反君主制論」という言葉を使っている。

傾向を有するとの批判——が浮上していったと指摘している⁷。

したがって19世紀末に女王の大衆的な人気が高まり、また女王は「帝国の母」との理解が広がっていったとしても、女王に関する人々の理解は、ヴィクトリア時代中期においては無論、それ以降の時期においても、なお相当な差異や葛藤を抱え込んでいた。これらの多様な理解を掘り起こすことが、女王の歴史研究をさらに進めてゆくためのひとつの手がかりになると言ってよいだろう。

そこでこの作業の一環として、本稿では、20世紀初頭——より具体的には女王が1901年に死去してから10年ほどの間——のイギリスにおける女王理解を、一定の資料から検討してゆくこととしたい。ほかでもないこの時期における女王理解の検討を試みる主たる理由は、この時期には女王の生涯を総括的に振り返る機会が増え、それもあって、様々な女王理解の差異や葛藤が比較的鮮明にうかがえるように思われるからである。

まずこの時期の大きな特色は、1901年1月22日にヴィクトリア女王が死去したことを契機として、女王の人となりや君主としての業績が積極的に回顧されていたことであろう。その主要な機会のひとつとなったのが、女王の追悼と顕彰を公的な目的としたメモリアル類の設立やメモリアル事業の推進であった。なかでも、女王の坐像を中心とした「ナショナル・メモリアル」をバッキンガム宮殿の前に設置し、その除幕式を1911年5月に盛大に行なったこと⁸は、女王の人物像や君主としての達成を人々が改めて思い描く重要な機会となった。

⁷ Richard Williams, *The Contentious Crown: Public Discussions of the British Monarchy in the Reign of Queen Victoria* (London: Ashgate, 1997), 55-58, 136-145. 帝国においても、女王を頂点とする君主制へのさまざまな批判が19世紀末までには顕在化していた。木畑洋一「ジュビリー・イアーズ——帝国の祭典」、松村昌家他編『英国文化の世紀5 世界の中の英国』（研究社出版、1996）、19-22頁。

⁸ 同メモリアルについてはトリ・スミスの論考および拙稿を参照のこと。Tori Smith, 'A Grand Work of Noble Conception': The Victoria Memorial and Imperial London', in Felix Driver and David Gilbert (eds.), *Imperial Cities: Landscape, Display and Identity* (Manchester: Manchester University Press, 1999), 21-39. 光永雅明「われらが女王を追悼する——ヴィクトリア女王のメモリアルとシティズンたち」、小関隆編『世紀転換期イギリスの人びと——アソシエーションとシティズンシップ』（人文書院、2000）、227-265頁。

さらに女王の回顧に貢献したと思われるのは、女王の評伝もしくはそれに準じるものの出版が急増したことである。新聞や雑誌におけるオビチュアリ（死亡記事）やヴィクトリア女王論、さらには女王に関する書籍などのかたちで、女王の生涯を振り返る言説は大量に生産されていった。『国民伝記事典』の『補逸』（1901）や『ブリタニカ百科事典』の10版（1902）など代表的な事典類も女王の項目を新設した⁹。1907年には、女王の即位（1837）から夫のアルバート公の死去（1861）までの時期を対象とする女王の書簡集が三巻本で出版され¹⁰、女王の伝記的理解に資料面で大きく貢献することになったのである。

こうしたメモリアル類の設置や評伝類の出版を通じては、多様な女王理解が見られた。たとえばナショナル・メモリアルの設立を通じては、トリ・スミスが指摘するように、女王はもっぱら慈愛あふれる「母性」の持主として、かつ、帝国の長として表象されていった¹¹。帝国内の多数の民族の「母」として女王を位置づける論調は、ジョン・ウルフによれば、オビチュアリ類にも根強く見られた¹²。他方、ウィリアムズによれば、これらのオビチュアリや女王の回顧の中には、女王が政治的な公務に積極的に関与したとするとともに、その関与を肯定的に評価する主張が、とくに「保守主義者」の間に生まれていた——逆に「自由主義者」や「社会主義者」は、この女王の見方に異議を唱えていたのである¹³。女王は政治に積極的に関与しなかったとの理解を覆す試みは、女王の書簡集の刊行によっても続けられた。書簡集を編集したエッシャー子爵¹⁴は、これらの書簡集などに

⁹ Sidney Lee, 'Victoria', *Dictionary of National Biography*, vol. 22 (Supplement) (Oxford: Oxford University Press, 1950), 1261-1232; 'Victoria, Queen', *Encyclopaedia Britannica*, 10th ed., vol. 28 (Cambridge: Cambridge University Press, 1911), 667-684.

¹⁰ Arthur Christopher Benson and Viscount Esher (eds.), *The Letters of Queen Victoria: A Selection from Her Majesty's Correspondence between the Years 1837 and 1861*, 3 vols. (London: John Murray, 1908). 本稿では1908年に刊行された版を用いる。

¹¹ Smith, *op. cit.* 詳しくは本稿1章も参照のこと。

¹² John Wolfe, *Great Deaths: Grieving, Religion, and Nationhood in Victorian and Edwardian Britain* (Oxford: Oxford University Press, 2000), 226-230.

¹³ Williams, *op. cit.*, 143-144.

¹⁴ エッシャー子爵の伝記的事実などは本稿1章1節を参照のこと。

よって「君主は憲政の中において賢明な統率力を有しているという見方」を押し進めようとしていたのである¹⁵。

したがって20世紀の初頭は、女王をめぐる理解の差異や葛藤がそれまで以上に表面化していったと考えることもできよう。他方、この時代を過ぎて1930年代に入ると、女王の生涯に関する有力な解釈が台頭する。すなわち、女王の書簡集の刊行が1932年に完結したことを大きな転機として、女王はその晩年に至るまで積極的に政治にコミットし、しかも女王は親保守党的で反自由党的という意味での党派性を有していたという理解が、フランク・ハーディによる『ヴィクトリア女王の政治的影響力』（1935）などによって広がっていったのである¹⁶。20世紀の初頭は、この後年と比較しても、女王理解の多様性と葛藤がより鮮明に表面化していた時期と考えることができるかもしれない。

そこで本稿は、20世紀初頭の10年ほどのあいだに期間を絞り、この時期にイギリス国内で見られた女王理解について、一定の資料から検討を加えることとした。より具体的には、主として以下の三つの系列の資料を検討する。

第一には、バッキンガム宮殿前のナショナル・メモリアルとして設立された彫像類や、彫像に関する言説、さらには、同メモリアルの設立運動や除幕式の際に女王について語られた言説である。

第二には、女王が死去したのちに生み出されていった、オビチュアリや事典項

¹⁵ William M. Kuhn, *Democratic Royalism: The Transformation of the British Monarchy, 1861-1914* (Basingstoke: Macmillan, 1996), 77.

¹⁶ ハーディによれば、「引きこもりの未亡人」というウォルター・バジヨットが作り上げた女王の非政治的なイメージは、書簡集の刊行によって「もはや無効」となった。書簡集はむしろ、女王が「影響力があり活発な主体」であること、さらには、「自由党政府への敵意」によって特徴づけられる女王の後年の姿勢は「立憲主義」の枠を超えかねないものであることを明らかにしたのである。Frank Hardie, *The Political Influence of Queen Victoria, 1861-1901* (London: Frank Cass, 1963), 13-30, 221-247. なお女王が政治的に能動的たらんとし、しかも統治の後期においては反自由党の党派性を有していたとの見方は現在でもたびたび表明されている。たとえば以下を参照のこと。Vernon Bogdanor, *The Monarchy and the Constitution* (Oxford: Clarendon Press, 1995), 19-41. [ヴァーノン・ボグダナー（小室輝久、笹川隆太郎、R. ハルバーシュタット訳）『英国の立憲君主制』（木鐸社、2003）、28-51頁]

目などのかたちをとる評伝類である。これらの評伝類は、膨大な数に上るが、本稿ではそのなかから代表的なものとして、『タイムズ』、『ブリタニカ百科事典』、さらに、『レイノルズ』など共和主義系ないし社会主義系の新聞、そして『国民伝記事典』における女王の評伝や、女王に関する記述をとりあげたい。

第三には、女王の書簡集（1907）と、その反響にうかがえる女王理解である。

無論本稿は、これらの資料のみから当時の女王理解の全貌を明らかにすることは目指していない。メモリアル類や女王の評伝類はいずれも膨大な数に上る。本稿はあくまでも、これらの中から資料を選択的に取り上げているにすぎない。

また本稿が先行研究に大きく負っていることも強調しておきたい。もともとヴィクトリア女王にかんしては夥しい出版物が存在する。女王を主題とする書籍だけでも、これまで少なくとも500点以上が刊行されてきたと言われる¹⁷。さらに近年は、ヴィクトリア女王ならびにヴィクトリア時代の君主制についての研究が急速に蓄積されつつある¹⁸。女王に関する近年の代表的な研究の中には、女王が死

¹⁷ Walter L. Arnstein, *Queen Victoria* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003), 1.

¹⁸ ヴィクトリア女王ならびにヴィクトリア時代における君主制に関する研究動向については下記を参照のこと。Arnstein, *op. cit.*, 1-14; David M. Craig, 'The Crowned Republic?: Monarchy and Anti-Monarchy in Britain, 1760-1901', *Historical Journal*, 46 (2003), 167-186; David Cannadine, 'From Biography to History: Writing the Modern British Monarchy', *Historical Research*, 77 (2004), 289-312; William M. Kuhn, 'The Monarchy and the House of Lords: The 'Dignified' Parts of the Constitution' in Chris Williams (ed.), *A Companion to Nineteenth-Century Britain* (Oxford: Blackwell, 2004), 95-109; Andrej Olechnowicz, 'Historians and the Modern British Monarchy', in Andrej Olechnowicz (ed.), *The Monarchy and the British Nation, 1780 to the Present* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 6-44. わが国においてもヴィクトリア女王を直接の主題とする研究は近年、精力的に進められつつある。代表的な研究成果は、川本静子、松村昌家編著『ヴィクトリア女王——ジェンダー・王権・表象』（ミネルヴァ書房、2006）である。ほかに帝国と女王については、井野瀬久美恵『黒人王、白人王に謁見す』（山川出版社、2002）、女王とハイ・ポリティクスとの関係については、君塚直隆「ヴィクトリア女王の政治権力」（伊藤之雄、川田稔編『二〇世紀日本の天皇と君主制——国際比較の視点から、一八六七～一九四七』吉川弘文館、2004、246-272頁）、女性史の観点からは山岸裕子「ヴィクトリア女王——「女性」君主であることの意味あるいは影響」（河村貞枝、今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店、2006年、110-124頁）を参照されたい。ヴィクトリア女王を含むイギリス君主の歴史研究としては、指昭博編『王はいかに受け入れられたか——政治文化のイギリス史』（刀水書房、2007）を参照のこと。女王の近年の評伝は、君塚直隆『ヴィクトリア女王——大英帝国の“戦う女王”』

去するまでの時代に検討対象を限定する傾向がうかがえるとはいえ¹⁹、本稿の主題に直接深くかかわる先行研究はけっして少なくない。

これらの先行研究に本稿が多くを負っているのは本論での注記が示すとおりであるが、とくにここでは以下の点を強調しておきたい。まずナショナル・メモリアルに関しては美術史や建築史の領域で着実に研究が進んでおり、近年のものでは、前述したトリ・スミスの論文が重要である。女王のオビチュアリ等に関しては、近年では、上述したウルフによる概観がある。さらに、これらのオビチュアリ等において、女王による政治への関与を積極的に評価する「保守主義者」と、この見方に異議を唱える「自由主義者」や「社会主義者」との間で意見の対立があったという、前述したウィリアムズの指摘が無視できない。『レイノルジズ』などの民衆的な王室批判や反君主制論の潮流については、本稿は、先に述べたテイラーの著作に多くを負っている。女王の書簡集に関しては、それを編集したエッシャー子爵に関する研究によって、出版までの経緯や、出版の狙いについては解明が進んでいる²⁰。とくにエッシャー子爵の君主観を本質的に「保守的な」ものとみなすウィリアム・M. クーンの見方²¹は、本稿6章4節でも積極的に利用している。

したがって本稿の記述は、主要な先行研究で発見されたことを再確認するものが少なくない。ただ、管見する限り、少なくとも本稿の主題に直接かかわる近年

(中公新書、2007) である。

¹⁹ エリザベス・ロングフォードによる古典的な伝記をはじめとする女王の代表的な伝記的研究は、基本的には女王が死去するまでを扱ったものが少なくない。Elizabeth Longford, *Victoria R. I.* (London: Weidenfeld and Nicholson, 1998); Thompson, *op. cit.*; Arnstein, *op. cit.* 女王に関する認識や評価を検討する近年の主要な研究も、女王の統治期間内に対象を限定するものが少なくない。Williams, *op. cit.*; Margaret Homans, *Royal Representations: Queen Victoria and British Culture, 1837-1876* (Chicago and London: University of Chicago Press, 1998); John Plunkett, *Queen Victoria: First Media Monarch* (Oxford: Oxford University Press, 2003).

²⁰ James Lees-Milne, *The Enigmatic Edwardian: The Life of Reginald, 2nd Viscount Esher* (London: Sidgwick and Jackson, 1986), 132, 177-179; Kuhn, *Democratic Royalism, op. cit.*, 73-78, 80

²¹ Kuhn, *Democratic Royalism, op. cit.*, 77-78.

の主要な先行研究では十分に検討されていないと思われる資料もある。たとえば『タイムズ』による女王のオビチュアリヤ、『国民伝記事典』の編集者シドニー・リーによる女王の評伝は従来から注目されてきたが²²、『ブリタニカ百科事典』における女王の項目への関心は低いようである。そこで本稿は『ブリタニカ百科事典』の女王の項目を積極的に取り上げるとともに、その記述内容が10版（1902）から11版（1911）にかけて修正されていることを詳細に示し、20世紀初頭における女王理解を明らかにする一助としたい。また1907年に刊行された女王の書簡集の第一シリーズに関しては、この書簡集によって「女王の政治的中立性が破壊されはじめた」との指摘があり²³、また出版直後は基本的に「好意的な反響ばかり」であったとの記述もある²⁴。しかし本稿は、書簡集の出版が女王理解のありかたに与えた意識をより明確に把握するために、書簡集への様々な書評も検討し、好意的な書評の内実を具体的に示すとともに、書簡集の出版を契機として女王に対する批判的な論調も浮上していったことを明らかにしたい。なお、ナショナル・メモリアルに関しては、従来の研究で用いられていた資料に主として依拠して議論を進めるが、それとともに、1911年5月の同メモリアルの除幕式において「帝国の母」という女王の理解がなぜ鮮明に浮上していったのかを考察することに力点を置きたい。

以下、本稿の構成を示す。1章は、女王が死去した直後から計画・制作が進んだナショナル・メモリアルをとりあげ、メモリアルを準備する段階での言説にお

²² たとえば、女王は「新しいタイプの支配者」であるという『タイムズ』のオビチュアリの一節に言及するデイヴィッド・キャナダインの論文や、リーによる女王の評伝に触れたウォルター・L. アーンシュタインの著作を参照のこと。David Cannadine, 'The Last Hanoverian Sovereign?: The Victorian Monarchy in Historical Perspective, 1688-1988', in A. L. Beier, David Cannadine and James M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society: Essays in English History in Honour of Lawrence Stone* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), 130; Arnstein, *op. cit.*, 2-4.

²³ Thompson, *op. cit.*, 125.

²⁴ 書簡集は高価すぎるなどその出版形態を批判した『タイムズ』の評以外は「好意的な反響」ばかりであったと、エッシャーの代表的な伝記作者は述べている。Lees-Milne, *op. cit.*, 179.

いて女王がいかなる君主として語られていたのか、そしてメモリアル彫像自体にいかなる女王理解が投影され、またそのメモリアル彫像が活字媒体などでどのように報道され、論じられていたのかを検討する（除幕式それ自体は主として6章で扱う）。

2章以降では、活字媒体に現れた女王の評伝類を検討する。まず2章では、『タイムズ』に掲載されたオビチュアリにおける女王理解を吟味するとともに、その理解が『ブリタニカ百科事典』（10版、1902）に引き継がれたことを確認する。3章では、エッシャー子爵らが編集した女王の書簡集（第一シリーズ、1907）と、書簡集への反響を吟味し、『タイムズ』のオビチュアリが提示した女王理解が書簡集によって補強されたことを示す。

逆に4章では『タイムズ』等のものとは異質な女王理解に光を当てる。本章では共和主義者や社会主義者による女王論などを取り上げ、さらに『国民伝記事典』の女王の項目も検討する。5章では、『タイムズ』らによる女王理解がイギリス社会にどれだけ定着していたのかを引き続き検討する。すなわち女王の書簡集への批判的な書評を取り上げるとともに、『ブリタニカ百科事典』における女王の項目が11版で書き改められたことに注目し、さらに、書簡集の続刊の出版が長期にわたり中断したことを示す。

6章は、1911年に行われたナショナル・メモリアルの除幕式を検討し、5章までで得られた知見をもとに、除幕式の際に見られた女王理解の意味を論じる。

なお本稿はあくまでも、20世紀初頭のイギリスにおけるヴィクトリア女王についての認識や評価を解明することを主たる目的としている。したがって女王が有していた政治的権力ないし影響力の歴史の実態は本稿の直接の検討対象ではない²⁵。また女王についての認識や評価は、20世紀初頭に生産された言説を主たる材料にして検討している。女王の彫像などの視覚的な材料も扱うが、これらの材

²⁵ 政治史上の実態については、以下を参照のこと。Bogdanor, *op. cit.*, 19-41 [ボグダナー、前掲書、26-51頁]； Craig, *op. cit.*, 174-179； Olechnowicz, *op. cit.*, 13-17. 君塚、前掲論文。

料がいかなる女王理解と結びついていたのかについては、もっぱら、彫像などについて同時代の人々が残した言説を手がかりにして論じている。

1章 「帝国の母」——ヴィクトリア女王ナショナル・メモリアルの設定と「伝統的な」女王理解

1節 ナショナル・メモリアルの計画

1901年1月22日に女王が死去したのち、盛んに検討され、また実際に推進されたのが女王の生涯と業績を顕彰することを公式的な目的とする、メモリアル類の設定である²⁶。

無論メモリアルの実質的な目的は、女王の顕彰だけではない。たとえば後述するように、ロンドンにおける「ナショナル・メモリアル」の主要な目的の一つは、他国の主要な都市に引けをとらない、壮麗でモニュメンタルな都市空間の創出にあった。しかし本稿では、ナショナル・メモリアルが有していたこのような目的や機能には立ち入らず、むしろナショナル・メモリアルの設定を進めてゆく過程で女王自身の人となりや君主としての達成がどのように示され、あるいは語られていったのかという点にしぼって検討を加えることとしたい。

さて女王の死後、イギリス国内外では、女王を追悼し顕彰する、多様な形態のメモリアルないしメモリアル事業が設立・推進されていった。その中で、死後直後から主要な活字媒体などで積極的に議論されていったのは、イギリス国民全体による女王追悼の意志を体現するとされる「ナショナル・メモリアル」をどのようなものにするかであった。たとえば女王の名を冠した公園を設立する、女王を記念する大学基金を設置する、女王の名を付した歴史博物館ないしテーマ・パー

²⁶ ナショナル・メモリアルの設定経緯についてより詳しくは、拙稿を参照のこと。光永、「われらが女王を追悼する」、前掲論文。

クを設置するといった案が提唱されていたのである²⁷。

こうした中、超党派の有力政治家を中心とする、ナショナル・メモリアルのあるかたを検討する「メモリアル委員会」が形成された。そのメンバーには、保守党のA. J. バルフォア、自由党のウィリアム・ハーコート、自由統一党のジョウゼフ・チェンバレンが含まれていた。さらに土木局局长であり、ダイヤモンド・ジュビリの式典を統括した実績をもつエッシャー子爵²⁸も加わった。委員会は、ロンドンにおいて、女王の彫像を含む「建築的な」メモリアルを設立することを決定した。同委員会はエッシャーを中心とする執行委員会も選出し、執行委員会は、ザ・マル（バッキンガム宮殿からトラファルガ・スクエア方面を結ぶ直線道路）を改造して大規模なプロムナード・ロードを敷設し、女王の坐像を宮殿前に設置するとともに、ザ・マルの東橋に凱旋門を建設する案を採用し、国王の承認も得た²⁹。

以上のメモリアルへの一般からの募金を求める集会在、バルフォア、ハーコート、チェンバレンらを招き、1901年3月末にロンドンのマンション・ハウスで開催された。集會では、著名人のメモリアルにおける有力な選択肢の一つであったチャリティ事業の開始という案には、難色が示された。すなわちバルフォアによれば、「一般的で功利的な性質をもった事業」は「恒久的なメモリアル」とはな

²⁷ 'The National Memorial to the Queen', *Review of Reviews*, 23 (March 1901), 245-251.

²⁸ エッシャー卿（レジナルド・ベイリオル・ブレット Reginald Balliol Brett、第二代エッシャー子爵 2nd Viscount Esher, 1852-1930）は、公私ともに晩年の女王を熟知する立場にあった。すなわちエッシャーは 1895 年から 1902 年まで土木局局长の地位にあって職務上、女王に接することが多かった。さらにエッシャーは女王の親しい知人——後述するストックマール男爵に心酔していた駐英ベルギー大使——の義理の息子であり、自宅がウィンザー城に近く、私的にも女王のサークルに入っていたのである。Peter Fraser, *Lord Esher: A Political Biography* (London: Hart-Davis, MacGibbon, 1973), 68-71; Lees-Milne, *op. cit.*, 96-128. その結果、女王からの信頼を得るとともに、自らも女王の「威厳、伝統と儀式に対する絶対的な忠実さ、過去と談話の楽しみに対する関心 [...] そして女王の根底にある優しさ、力強さ、思いやり」に「すっかり魅了されて」(Lees-Milne, *op. cit.*, 109) ゆくことになる。

²⁹ M. H. Port, *Imperial London: Civil Government Building in London, 1851-1915* (New Haven and London: Yale University Press, 1995), 24.

りえない。むしろ「偉大なる建築的なモニュメント」こそ、女王の記憶を永続化する。女王へのメモリアルとして最もふさわしいのは、「女王に対する単なるモニュメント以上の何ものか——すなわち、ロンドンのこの部分における建築上、景観上の重大な変化」だったのである³⁰。

1901年の4月には5名の建築家によるメモリアルのデザインのコンペが行われ、メモリアル全体にかんしてはアストン・ウェブの案が採用された。凱旋門（アドミラルティ・アーチ）を含むメモリアルを設立するための募金は、上記の会合で国内外に呼びかけられ、最終的には、323,609ポンドの募金が集められた³¹。このようにナショナル・メモリアルは、首都の中心部における巨大でモニュメンタルな空間の創設をそもそもの大きな目的としていた³²。

2節 ナショナル・メモリアルにおけるヴィクトリア女王

無論ナショナル・メモリアルの設立は、女王の人となりや君主としての達成の回顧や顕彰を伴っていた。とくにメモリアルの中心部分には、女王の坐像と、女王に関連する彫像類があり、これらは女王その人や、その美德を具象化するものとされていた。以下本節では、メモリアルのこの部分に焦点を絞り、その設立にあたっていかなる女王の理解が示されたのかを明確にしておきたい。

まず彫像部分が計画、設立された経緯を確認しておこう。バッキンガム宮殿の前に「女王の坐像」を設置し、それをメモリアルの一部とすることは、前述したように、メモリアル委員会や執行委員会での当初からの既定路線であった。ウェ

³⁰ 'National Memorial to Queen Victoria', *The Times*, 27 March 1901, 8.

³¹ それだけではすべての建設経費を賄うことができず、10万ポンドの公費が追加投入された。光永、「われらが女王を追悼する」、前掲論文、241-243頁。

³² Port, *op.cit.*, 24-25; David Cannadine, 'The Context, Performance and Meaning of Ritual: The British Monarchy and the 'Invention of Tradition', c. 1820-1977', in Eric Hobsbawm and Terence Ranger (eds.), *The Invention of Tradition* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983), 127-128. [デイヴィッド・キャナダイン「儀礼のコンテクスト、パフォーマンス、そして意味——英国君主制と「伝統の創出」、1820年—1977年」、エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー編（前川啓司、梶原景昭他訳）『創られた伝統』（紀伊國屋書店、1992）、193-195頁]

ップによるメモリアル全体の全体構想にも無論女王の彫像は含まれており、1901年4月には、著名な彫刻家のトマス・ブロックに彫像類の部分の制作が依頼されている。ブロックはすでに著名人物の彫刻を多数、制作しており、後述するようにその作風は冒険的、革新的とは理解されておらず、「メモリアル委員会」側からすれば、いわば「安全」な選択肢であったと言えよう。彫像類の主要部分は1911年までに完成し、同年5月には、当時の国王ジョージ五世などを招いて除幕式が盛大に行われた³³。

次に制作された彫像類を概観しておこう。中央部に設置されたのは、大理石で作られた女王の坐像を中心とするモニュメントである。坐像の高さは約24フィートであった。坐像の周囲には、「正義」、「真理」、「母性」をそれぞれ象徴する彫像が設置された。さらにモニュメントの頂上部には、「勝利」の像が、「勝利」像の両脇には、「恒心」と「勇氣」の像が設置された。モニュメントの下部には噴水池が作られ、池の周辺には、女王の時代における国民の特徴を示すとされる、「平和」、「進歩」、「労働」、「農業」、「工業」の像が設立された³⁴。

では以上のようなメモリアル自体や、その設立過程において、女王はいかなる人物として描き出されていたのだろうか。

まず、メモリアルの設立過程に注目し、メモリアルへの募金を求める集会における言説を一瞥しておこう。この集会で女王は、際立った美德を備えた人物として語られていた。たとえばチェンバレンによれば、女王は「素晴らしい予見力」、「冷静な判断力」、「勇氣」、「真の愛国主義」を備え、「臣民との親密なふれあい」と共感を重視した君主であった。とくにチェンバレンが強調したのは、女王が有する様々な美德こそが女王を真の意味で帝国の長にしたのであり、その美德の中核にあったのが「母性」だということであった。すなわちチェンバレンによれ

³³ Port, *op. cit.*, 24-25.

³⁴ Benedict Read, *Victorian Sculpture* (New Haven: Yale University Press, 1982), 371-379; 'The Queen Victoria Memorial: Sir Thomas Brock R.A., Sculptor', *Architectural Review*, 29 (June 1911).

ば、「帝国統一を確保するうえで女王の性格とパーソナリティが与えた影響力は、いくら評価しても評価しすぎることはありません」。女王は帝国に住む「現地の人々」からも敬愛されていた。「彼女を人民の真の母としたあの女性的な資質」を、「何百万人もの現地の人々」も認識していたのである³⁵。

女王は美德の塊であり、とくに「母性」において優れ、それゆえ帝国臣民のゆるぎなき長であった——このように理解された女王の特質は、ナショナル・メモリアル彫像部分それ自体においても具象化されることになる。

まず女王が備えているとされた様々な美德は、女王自身の坐像とその周辺の彫像群において具体的に示すことが試みられた。トマス・ブロック自身の言葉を引こう。ブロックによれば、メモリアルの中心部分は「女王を偉大にし、女王が愛された性質」を表現したものである。その性質は、まず女王の彫像自身に示されている。たとえば女王の彫像は、ロンドン市民への深い愛情をその視線の方向で示唆していた。すなわちブロックによれば、女王の彫像は「この偉大な都市——その住民を女王がよく知り、非常に愛した都市——の中心部分に視線を向かわせている」のである。しかし女王の美德をより明確に示しているのは、女王を取り囲む「正義」、「真理」、「母性」の像にはかならなかった。ブロックによれば、これらは「女王の名声をかくも高めた美德を象徴したもの」である（力点は引用者）³⁶。ブロックはこうも述べる。「私は、女王は正義の側に立ち、つねに、またいかなる状況でも真理を求めたと思う。女王像の背面には、臣民への女王の深い愛情を象徴する母性を示す彫像群を据えた。」³⁷

このような美德の具象化は、19世紀末のイギリスにおける著名な人物の彫刻でしばしば見られる手法であった。すなわち「新彫刻」と呼ばれる彫刻の潮流においては、その人物自身もさることながら、その人物がもつとされた多様な「理念」、

³⁵ 'National Memorial to Queen Victoria', *op. cit.*, 8.

³⁶ 'The Victoria Memorial: The Sculptor's Account of His Handiwork', *Review of Reviews*, 43 (May 1911), 589.

³⁷ 'The Queen Victoria Memorial: Statement by Mr. Brock', *The Times*, 15 May 1911, 10.

「精神」、「美德」を彫像として具象化することが頻繁に行われていたのである。女王本人の身体像が埋没しかねないほど多数の理念像を配したヴィクトリア女王のメモリアルは、こうした「新彫刻」の潮流の「極端な論理的帰結」であった³⁸。すでにその手法を大胆に導入した女王の坐像も、ブロック以前に、アルフレッド・ギルバートによって制作されていた³⁹。

女王が備えているとされる美德のうち、きわめて印象深く提示されているのが「母性」である。スミスによれば、公的なメモリアルに「正義」や「真理」の像が含まれることは珍しくなかったが、「母性」が含まれること自体「きわめて異例」なことであり、これが女王のナショナル・メモリアルの大きな特徴であった⁴⁰。また後述するように女王が持つとされた美德のうち「母性」を強調するのが、女王のメモリアル一般における大きな特色であり、それがこのナショナル・メモリアルに流れ込んでいると考えてもよいだろう。さらに、これも後述するように、「母性」像は、批評家や活字媒体からの評判も悪くなかった。女王自身の坐像を別にすると、メモリアルの中で最も特色があり、また社会的な関心も惹いたのが「母性」の像だったのである。

ところで、チェンバレンの言葉が示しているように、「母性」が豊かであることは、女王が帝国の長であることと矛盾しているとは考えられていなかった。ナショナル・メモリアルも、女王が帝国の支配者であることを目に見える形で示していた。たとえば女王の像は、女王と帝国との結びつきが実質的にも、また大衆の理解においても進んだ晩年の姿をモデルにしていた。女王の表情は威厳があるものと理解され、「君主にふさわしく、堂々としている」などとしばしば評されていた⁴¹——すなわち政治的な支配者の姿も女王像は示していると理解されてい

³⁸ Susan Beattie, *The New Sculpture* (New Haven: Yale University Press, 1983), chap. 8.

³⁹ Read, *op. cit.*, 369-370; Adrienne Munich, *Queen Victoria's Secrets* (New York: Columbia University Press, 1996), 201-205.

⁴⁰ Smith, *op. cit.*, 29.

⁴¹ 'The Queen Victoria Memorial: Sir Thomas Brock R.A., Sculptor', *op. cit.*, 352.

た。女王の理念像として「正義」や「真理」が含まれていることも、支配者としての女王の姿が無視されていなかったことを示すだろう。またその支配の対象がイギリス本国だけではなく帝国全体に及んでいることはメモリアルのかたちにも具象化されていた。すなわち女王の坐像などの中心部分の下には噴水池が設置されたが、それは、ブロックによれば、「人々の勇気と知恵」だけではなく「帝国の海洋的な偉大さ」をも象徴するものであった。追加して触れておけば、噴水池には陸軍と海軍を表象する像が設置され⁴²、噴水池の南半分と北半分はそれぞれ、カナダとオーストラリアからの募金で作られたことが明記されていた⁴³。このように女王の坐像、理念像、下部の噴水池からも、女王が帝国の長であったことが示されていたのである⁴⁴。

3節 ナショナル・メモリアルの報道

ところで、一般にこのような著名人のメモリアル彫像は単に設立されて、除幕式が執り行われるだけではなかった。除幕式としばしば連動するかたちで、メモリアルの設立過程やメモリアルの形態、さらにはメモリアルの意義などは、当時発達しつつあった大衆ジャーナリズムも含めて、活字媒体で報道され、あるいは論じられていったのである。このような活字媒体におけるメモリアル報道において女王がどのように語られていたのかについても確認をしておこう⁴⁵。

まず強調しておきたいのは、女王のナショナル・メモリアルは、グラフ誌を中心として詳細な報道が実際になされていたということである。たとえば1911年5

⁴² 'The Queen Victoria Memorial: Statement by Mr. Brock', *op. cit.*, 10.

⁴³ 'The Great Memorial to the Great Queen', *Graphic*, 13 May 1911, 705.

⁴⁴ 同メモリアルに「女王の統治における帝国主義的イデオロギー」を読み込む研究として以下も参照のこと。Janet Winston, 'Queen Victoria in the *Funnyhouse*: Adrienne Kennedy and the Rituals of Colonial Possession', in Margaret Homans and Adrienne Munich (eds.), *Remaking of Queen Victoria* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), 235-241.

⁴⁵ 除幕式は基本的に6章で扱うが、本節でも必要な範囲で除幕式の際の報道を検討しておく。

月20日付の『イラストレイティッド・ロンドン・ニューズ』は、女王のメモリアル
の除幕式にあわせて表紙に女王の坐像のクローズアップ写真を掲載し、「女王
はこの偉大な都市の住民をよく知り、よく愛しましたが、その偉大な都市の中心
部を望む」という、ブロックの言葉に基づくキャプションをつけている⁴⁶。『イラ
ストレイティッド・ロンドン・ニューズ』のライヴァルであった『グラフィック』
はさらに詳細にナショナル・メモリアルについて報道している。1901年の4月29
日付の『グラフィック』には理念像の9葉の写真が掲載された。5月13日付の『グ
ラフィック』にはメモリアルの頂上部分の写真、ブロックの肖像、全体モデルの
写真、理念像の写真（3葉）、ニュー・ロード側のゲートからのメモリアルの全体
写真、メモリアル像の解説記事（ブロックの解説を噛み砕いたもの）、バッキン
ガム宮殿論、美術評論家のM. H. シュピールマンによるイギリス彫刻論が載せら
れている。続く5月20日付の『グラフィック』は、表紙が除幕式の絵であり、メ
モリアルの解説記事、全面をあてた女王の坐像の写真、除幕式の写真が掲載さ
れていた⁴⁷。『タイムズ』においても、メモリアル彫像の図や、彫像の意味を解説す
る記事が出されていた⁴⁸。ナショナル・メモリアルは活字媒体できわめて大きく
取り上げられていたのである。

とくに留意したいのは、女王の坐像だけではなく、周囲の理念像なども詳細に
報道されていたことである。この点は、当時のイギリス社会における女王理解に
メモリアルの理念像が果たした役割を適切に評価する上できわめて重要であり、
従来の研究でも必ずしも十分には強調されていなかったと思われるため、実際の
報道誌面も図示しつつ、明確に指摘しておきたい。たとえば1911年4月29日付の
『グラフィック』誌は、1ページ全てを使って理念像のみを詳細に報道している。
理念像そのものを写真によって示すとともに、それぞれの像がいかなる美德を表

⁴⁶ *Illustrated London News*, 20 May 1911.

⁴⁷ *Graphic*, 29 April 1911, 619; *Graphic*, 13 May 1911, 705-710; *Graphic*, 20 May 1911, 743, 760-764.

⁴⁸ 'The Queen Victoria Memorial', *The Times*, 16 May 1911, 7; 'The Memorial as a Work of Art', *The Times*, 17 May 1911, 12.

象するのも、ページ上部のタイトル（「真理、母性、正義」と下部の説明文（図版では見にくいが、「真理（上段）、母性（中段）、正義（下段）の彫像群」との説明がある）によって明示している。誌面中央のもっとも目立つ場所に「母性」像が据えられていることも、注目に値しよう（図版1）。5月13日付の『グラフィック』によれば、これらの像こそが「女王の名声をかくも高めた、様々な人柄や美徳の表象」なのである⁴⁹。同誌ではシェパードマンも、美術的な観点からではあるが、これらを含む理念像こそ注目すべきだと論じていた⁵⁰。女王を取り囲む理念像は、けっして単なる周縁的な付属物ではなかった。それは女王の「人柄や美徳の表象」であって、独立した大きなスペースで扱われていた。メモリアルが女王を美徳の塊として描き出していること、その美徳の大きな構成要素に「母性」があることは、報道を通じて広く一般にも伝えられていたのである。

これらの彫像類が固有の美術的な価値を有し、また同時に大衆的なアピール力を備えているということも、当時の活字媒体で強調されていた。たとえば『アーキテクチュラル・レビュー』誌は、メモリアルの彫像類は顕著な独創性には欠けるうらみがあるとしつつも、「女王自身の像は、たしかに、君主にふさわしく、堂々としている」とした。また同誌は、『モーニング・ポスト』における女王像

TRUTH, MOTHERHOOD AND JUSTICE
AS REPRESENTED IN THE QUEEN VICTORIA MEMORIAL AT BUCKINGHAM PALACE



図版1 『グラフィック』における理念像の報道誌面。出典：‘Truth, Motherhood and Justice’, *Graphic*, 29 April 1911, 619.

⁴⁹ *Graphic*, 29 April 1911, 619; *Graphic*, 13 May 1911, 705.

⁵⁰ M. H. Spielmann, ‘British Sculptors and British Rules’, *Graphic*, 13 May 1911, 710.

の評価を転載し、そこでは、「女王像は、それ自体で判断をすると、全体としては荘麗である。とくに上半身には、非常に威厳がある。正面から見た顔は、イギリス帝国を長年にわたって愛情と優しさで支配してきた暖かい心の持ち主のものとしては少し厳めしすぎるかもしれないが、側面から見れば高貴で慈しみに満ちている」と述べられていたのである。また同誌は、これも『モーニング・ポスト』からの引用として「美術的な観点からすれば、母性の像は、最も素晴らしい彫像群である」と述べていた⁵¹。

もともと、これらの評の一部ですでに言及されているように、ブロックに対しては独創性ないし創造性に欠けるという批判が珍しくない。1901年の段階ですでに「ブロック氏は想像力が豊かという意味で非常に独創的であることが多い、などとはまず言えまい」という評価が出ている⁵²。現在でも、ナショナル・メモリアルに関しては、フランスの彫刻家でありイギリス滞在の経験をもつエメ＝ジュール・ダルーや、アルフレッド・ギルバート、オンズロウ・フォードらの作品からの引用が見られる、とたびたび指摘されている⁵³。スーザン・ビーティによれば、ブロックは「偉大なる剽窃者」であり、ナショナル・メモリアルは「ほかのモニュメント類の模倣を寄せ集めたもの」にほかならない⁵⁴。

しかし、仮にこれらの批評が当たっていたとしても、むしろそれゆえにブロックの彫像は大衆にとってはなじみやすく、その意味で大衆へのアピール力を備えていたと考えることもできよう。ブロックの彫像が一般大衆にとってわかりやすいものであること、それゆえに、メモリアルの理念像も大衆にとって理解可能であるということは、当時、『タイムズ』も強調していたことである。すなわち『タイムズ』の記事に従えば、一般の人々はこのメモリアルを視ることによって、「王権が海軍力に立脚しているという理念を理解できるだろう。真理と正義の群像を

⁵¹ 'The Queen Victoria Memorial: Sir Thomas Brock, R.A., Sculptor', *op. cit.*

⁵² M. H. Spielmann, *British Sculpture and Sculptors of To-Day* (London: Cassel, 1901), 30-31.

⁵³ Read, *op. cit.*, 305, 378; Beattie, *op. cit.*, 207-209.

⁵⁴ Beattie, *op. cit.*, 230.

理解できるだろう。そして何よりも、母性の美しい銅像群を理解できるだろう」。ここにもうかがえるように、「平民が理解できような象徴的な理念を、平凡にならずに」表明できる彫刻家である、というのが『タイムズ』によるブロックの評価だったのである⁵⁵。

以上のように女王のナショナル・メモリアルやその報道は、女王を輝かしい美德の持ち主としたうえで、その美德のうちで「母性」を強調し、それと同時に女王を帝国の長として位置づけるものであった。

4節 「伝統的な」女王理解

このような理解は、19世紀末に広く流布していた、あふれるばかりの母性を備え、同時に帝国人民の上に君臨する君主というヴィクトリア女王の公式的かつ大衆的なイメージを引き継ぐものであった。「輝かしい君主」であることと「つましく暖かく母性的である」ことは女王の主要な二つのイメージであり、それがナショナル・メモリアルにおいても明確に示されたと言ってよいだろう⁵⁶。

なお女王を美德の塊とし、美德のうちでも「母性」を強調する見方は、ナショナル・メモリアル以外の追悼メモリアル類でもしばしば見られた。たとえば女性による女王への追悼メモリアルとなった「ヴィクトリア女王女性メモリアル」(看護婦基金の拡充)への募金活動を進める運動においては、ヴィクトリア女王は臣民の「悲しみや苦しみに深いシンパシー」を抱く「臣民への慈愛にみちた母」として記憶されるべきだと主張されていた⁵⁷。またナショナル・メモリアルや女性メモリアルと並んで主要な女王追悼のメモリアルとなったのは、イギリスの各都市や町などで設立された地方メモリアルであったが、これらのメモリアルにおいても女王に様々な理念像、とくに「母性」の理念像を附置することがしばしば行われていた。たとえば1901年にマンチェスタに設立された女王像(オンズロウ・

⁵⁵ 'The Memorial as a Work of Art', *op. cit.*

⁵⁶ Smith, *op. cit.*, 28.

⁵⁷ 'Women's Memorial to Queen Victoria', *The Times*, 30 April 1901, 10.

フォード作) の場合は、女王の坐像の背面に大きな「母性」像が彫りこまれていた⁵⁸。この母性像は女王像に付随する周縁的で無視してかまわない像ではなかった。そのスケッチは、『マンチェスター・ガーディアン』の報道においては、女王自身の像の図とほぼ同じ大きさで紹介されていたのである⁵⁹。ほかの都市の例も追加しておこう。1905年に除幕式が執り行われたノッティンガムの女王像の場合は、「母性」の理念像と博愛事業のレリーフが付随していた。同じく1905年に除幕式が行われたシェフィールドの女王像は、「労働」と「母性」の理念像を両脇に従えたものだったのである⁶⁰。

これらのメモリアル類の設立を通じて女王は、輝かしい美徳の持ち主として語られ、描き出されていた。「母性」をはじめとする多くの美徳を兼ね備え、それゆえに帝国の長として見事に君臨した人物。これがメモリアル類によって国民にしばしば提示された女王理解だったのである。それは19世紀末までには広くイギリス社会で流布していた女王のイメージであった。また、2章以下で検討する女王の「新しい」理解、すなわち、「賢明で能動的な立憲君主」としての女王の理解に比べると「古い」ものでもあった。その意味では「伝統的な」女王理解だったのである。

2章 賢明で能動的な立憲君主——『タイムズ』などにおける「新しい」女王理解

1節 はじめに

とはいえこのような「伝統的な」女王理解がヴィクトリア女王に関する認識や評価のすべてを覆っていたわけではない。ここで考慮に入れなければならないのは、女王が死去したことを大きな契機として、新聞、雑誌、書籍といった活字媒

⁵⁸ Read, *op. cit.*, 360-363.

⁵⁹ *Manchester Guardian*, 10 October 1901, 9.

⁶⁰ 光永、「われらが女王を追悼する」、前掲論文、262頁。

体においては女王の生涯を振り返る文章が、死後直後のオビチュアリも含めて、大量に生産されたことである。これらは長短においては様々であったが、いずれも本質的には女王の「評伝」と呼びうるものであった。これらの評伝類においては、活字媒体という媒体の性質上からも、また女王がすでに死去したという事情からも、女王の生涯をある程度詳細に振り返り、その人物像もまったく平板ではなく、ある程度の立体性をもって描き出すことが必要かつ可能になっていた。純粋に儀礼的な場での言説や、単純に美德を具象化しやすい彫像類とは対照的に、これらの評伝類は、女王の人柄や性格をそれなりに多面的に描き出すとともに、女王の人間関係や、女王の統治者としての具体的な言動を、程度の差こそあれ、明らかにしていったのである。

2節 『クォータリ・リビュー』の女王論

こうした評伝類が、とくに女王が死去したのちに、ヴィクトリア女王の単純な神格化から距離をおきはじめたことは、1901年に『クォータリ・リビュー』に掲載された女王を回顧する一文が雄弁に物語っている。著者は匿名ではあるが、掲載された文章の内容からして、女王に日常的に接する立場にあった人物と思われる。その著者によれば、女王に対する「なかば宗教的な崇拜」はもはや修正されるべきであった。「まったく無差別的に賞賛するという調子を捨て去るときが来た」のである。著者によれば女王の性格は多数の要素から成り立つ「ある種のモザイク」である。したがって著者が描く女王の人物像も平板ではない。むしろ女王は、見方によっては欠点とも美点ともなりうる様々な要素を備えた性格をもつ人物として提示されており、これらの要素が複雑に絡み合うことによって女王の言動が生まれたとされている。たとえば以下の評価のように、である。「女王の生活には硬直的な規則性があり、また女王は目標の達成を頑迷に追い求めた。それでも過酷な独裁主義への退化や逆行が生じなかったのは、女王が女性らしさと、温かみのある優しさを備えていたからであった。」女王の単純な礼賛や神格

化からは距離を置くべきときが来たのである⁶¹。

3節 『タイムズ』による女王のオビチュアリ

このような女王の新しい伝記的評価の中で代表的なもののひとつになってゆくのが、1901年1月23日に『タイムズ』に掲載された、匿名筆者によるオビチュアリ「ヴィクトリア女王——その生涯と統治」⁶²である。このオビチュアリは『タイムズ』の紙面上で6ページに及ぶ長大なものであり、多数の見出しをつけて⁶³、詳細にその生涯を振り返ったものであった。

このオビチュアリの大きな特色の第一にあげられるべきなのは、女王が一定の「美德」を備えていたこと自体は否定しないものの、女王を超人的な精神的、道徳的な資質の持ち主とは描いていないことである。なるほど女王は「あらゆる女性らしい美德」を備えた「よき女性」であり、同時に、「よき君主」、すなわち「堂々と安定しており、高い目標をもち、度量の大きさを秘めている君主」であった。しかしこのオビチュアリは、女王の「知性」は、ヴィクトリア自身の第一皇女らに比べて優れていたとは言えない、などとその能力に一定の限界があったことは認めていた。また女王が備えていた美質も、けっして国民一般の手がまったく届

⁶¹ 'The Character of Queen Victoria', *Quarterly Review*, 193 (January-April, 1901), 302-303, 310. なお同誌の女王論は、女王は「通常考えられているほど容易に、閣僚の決定に従ったわけではなかった」と述べ(333)、政治的な意思決定過程における女王の能動性についても読者の注意を促している。

⁶² 'Queen Victoria: Life and Reign', *The Times*, 23 January 1901, 3-8

⁶³ 見出しは以下である。「誕生と血統」、「幼少時」、「ウィリアム四世の治世」、「女王の即位」、「メルバーン卿と女王」、「戴冠式」、「寝室女官事件」、「女王の結婚」、「女王と公務」、「女王の生命を狙った事件」、「第一皇女の誕生」、「サー・ロバート・ピールの内閣」、「皇太子の誕生」、「穀物法の撤廃」、「女王初の鉄道旅行」、「アイルランド飢饉、大陸の革命、チャーティズム」、「ローマ教皇からの攻撃」、「1851年の大博覧会」、「女王と外交政策」、「ウェリントン公爵の死去、アルバートの地位」、「クリミア戦争」、「インド大乱」、「女王とその家族」、「クリミア戦争後」、「アルバート公の死去」、「皇太子の結婚」、「普墺戦争」、「デイズレイリ氏とグラッドストーン氏」、「普仏戦争」、「女王とビーコンズフィールド卿」、「アイルランドとエジプト」、「最初のジュビリ」、「ドイツのヴィルヘルム皇帝、フリードリヒ皇帝の死去」、「皇太子の子供たちへの議会からの補助金」、「クラレンス公爵の死去」、「グラッドストーン最後の復権」、「第三次ソールズベリ内閣」、「ダイヤモンド・ジュビリ」、「ジュビリ以降」、「女王の最後の日々」、「結び」。

かない、異質な次元のものとはされていない。たとえばその「美德」の中心にあったのは、上述したように、「あらゆる女性らしい美德」という、ある意味では平凡なものであった。また評伝の結論部分で女王の「性格」上の美質として称賛されているのは、「健全な理解力、包括的な知識、ハードワーク、そして確固とした善良さ」という、これもある意味では平凡と呼びうるものであった⁶⁴。

第二に『タイムズ』のオピニオンは、政治に積極的な関心をもち、内政および外交に能動的に関与した人物として女王を描き出していた。「はじめに」でも述べたように、19世紀の末に女王は、政治への関心も関与も少ない君主としばしば理解されていた。すなわち、「統治に能動的に参加することではなく、女王自身の言葉を使えば、模範的な人間像を示すことによって、統治する」君主との理解が国民の間に広がっていたのである⁶⁵。この通念は女王の生前から修正されはじめていたが⁶⁶、『タイムズ』の評伝はこの修正を進め、政治に積極的に関わる君主としての女王の姿を鮮明に浮かび上がらせようとしたのである。

この点についての『タイムズ』の議論を確認しておこう。『タイムズ』によれば、女王が政治にまったく無関心であり、政治を事実上、政治家らの手にゆだねていたという見方は事実と反する。「自分の内向きの関心事に対して干渉されれば別だが、そうでないかぎり、公務にはまったく無関心でいられる——女王は、こうした自己満足的な傾向をもつ女性ではまったくなかった」。むしろ事実は以下の通りであった。「[...] 女王の近くにいた人はすべて、女王は閣僚に対し公平無私で筋の通った関係を保ったと証言しているが、これらの人々が同じく強調しているのは、女王は自分への助言をきわめて熱心に吟味したということである。そのような吟味を行ったあとではじめて女王は、臣民のために助言を受け入れることを納得したのである。」⁶⁷ 閣僚などからの助言を女王は盲目的には受け入れ

⁶⁴ 'Queen Victoria: Life and Reign', *op. cit.*, 3, 8.

⁶⁵ Thompson, *op. cit.*, 120.

⁶⁶ 4章4節を参照のこと。

⁶⁷ 'Queen Victoria: Life and Reign', *op. cit.*, 3

ず、それを常に熱心に検討したというのである。

さらに『タイムズ』は、女王が政府案をたんに受動的に精査したうえで承認しただけではなく、政府の人事決定や政策の遂行に能動的に関与したとされる事例をあげてゆく。たとえば女王とパーマストン外相とのあいだに確執が生じ、後者が1852年に外相辞任に追い込まれたケースがそれである。『タイムズ』によれば、女王は以前からパーマストンに対したびたび、外交上の公文書を、首相を通じて女王に提出するよう要求していたが、パーマストンはそれに十分応じなかった。すなわち『タイムズ』によれば、「内閣の独立性に関するパーマストンの見解は、女王と夫のそれとまったく一致するところがなかった」のである。そこで1850年8月、女王はパーマストンに以下の二点を要求するメモランダムを首相ラッセルあてに提出した。「1：特定の案件に関しパーマストン卿が何を提案しているのかを明確に述べること。何に対して国王裁可を与えているのかを女王は明確に知る必要がある。」そして「2：特定の施策に国王裁可を与えた場合、その施策は閣僚によって恣意的に変更ないし修正されてはならぬこと。」しかし以上のメモランダムにもかかわらず、1851年12月にフランスでルイ・ナポレオンがクー・デタを成功させると、パーマストンはその成功を歓迎する旨、在英フランス大使に個人的に伝えてしまった。その結果、『タイムズ』によれば、「首相は当然ながら不快に思い、女王は正当に憤激し、パーマストンは不名誉なまま退場した」のである⁶⁸（力点は引用者）。

『タイムズ』があげる今一つの例は、1869年にグラッドストーン政権が提出した、アイルランド国教会の解体を目指す「アイルランド教会法案」と女王との関係である。女王は同法案に好感を抱いてはいなかった。女王は「同法案がもたらさうる帰結の重大さを案じ」ており、その見方をグラッドストーンに伝えてもいた。しかし、すでにその前年の1868年からグラッドストーンは同法案を下院に提出しており、1868年末の総選挙で自由党は勝利していた。また1869年の下院で同法案は

⁶⁸ Ibid., 5.

大差で可決されていた。この状況のもと貴族院で同法案が拒否され、下院と貴族院が厳しい対立関係になることを女王は恐れた。「国民全体の長期にわたる熾烈な争いを生み出すような両院の対立は、宗教的な問題で生じるべきではない」と女王は考えていたからである。そこで女王は同様の考えを持つカンタベリ大主教（アーチボルド・キャンベル・テイト）と書簡を交わし、同法案が貴族院の第二読会を通過するように働きかけ、その結果、同法案は第二読会を通過したのである。『タイムズ』によれば、以上の経緯は「内政に対する女王の注意深く能動的な関心」を示す好例にほかならなかった⁶⁹。

『タイムズ』が強調する今一つの例が、1884年から1885年にかけての「カウンティ選挙権改正法案」および「議席再分配法案」への女王の関与である。自由党が提案した「カウンティ選挙権改正法案」には貴族院の保守党からの強い抵抗が予想された。だが両党間での協議の結果、「カウンティ選挙権改正法案」は、保守党が望む「議席再分配法案」と抱き合わされることとなった。この妥協が成立する上で女王が果たした役割を強調するのが『タイムズ』である。「ここでもまた両院間の争いは差し迫っていた。だが、あの興味深い、しかし効果的でもあった両党間の協議——それを最初に提案したのはランドルフ・チャーチル卿であることが確認されているが——を成立させるうえで相当な重みを持ったのが、何らかの解決を求める女王の望みであったことは事実であると私たちは信じている。」⁷⁰ 具体的な直接的証拠は出さないものの、事態の解決へ向けて女王が果たした役割を積極的にとらえる見方と言ってよいだろう。

以上のように具体的な事例を示しつつ、女王は内政・外交の意思決定において能動的な役割を果たし、しかもその成果は好意的に評価できると『タイムズ』のオピニオンは主張していたのである。

第三に、女王と政治との関係については、当時からすでに論争的な問題があっ

⁶⁹ Ibid., 6.

⁷⁰ Ibid., 7.

たが、これらの問題については『タイムズ』は、女王に同情的な見方を示し、あるいは、深入りした記述を慎重に避けていた。たとえば、いわゆる「寝室女官事件」⁷¹については女王側の非を認めつつも、「この危機に際して女王が不適切な助言を受けていたことは明らかである」とした。すなわち問題は女王自身ではなく、女王に助言を行う人々にこそあったという、女王には同情的な見方を『タイムズ』は示したのである。あるいはアルバート公が死去してから、女王が公務の遂行に消極的であったことについては、その事実を認めつつも、その原因は「女王の深い悲嘆」にあったとして理解を示すとともに、以下のような主張を展開した。「たしかにしばらくの間、ごく自然なことではあるが、女王は国家における十全な権威を行使することに消極的であった。しかし女王の経験が増し、また年が経過するにつれて女王の個人的な影響力はますます感じられるようになり、その影響力が最も大きくなったのは死の直前であった。」(力点は引用者) すなわち「公務引退」の問題は一時的なものであって、それによる女王の権威への打撃はごく小さく、むしろ統治の最後の時期においてこそ女王の個人的な「影響力」は「最も大きくなった」と『タイムズ』は主張したのである。また、グラッドストーン政権が提出したアイルランド自治法案に女王が強く反対していたことが、女王の政治的党派性を示すとの見方も存在したが、この点について『タイムズ』は以下のように手短かに述べるにとどめている。「アイルランド自治政策に裁可を与えることに女王が個人的に大変躊躇していたことは間違いない。だがこの危機〔アイルランド自治法案をめぐる政治的危機〕の間における女王の個人的な行動については、まだ何も証拠がないのである。」すなわち証拠の不在を楯にとり、この論点への深入りを慎重に避ける姿勢を示したと言ってよいだろう⁷²。

⁷¹ ホイッグの首相メルバーンが首相を辞任した 1839 年、次期首相に就任するはずであったトーリーのピールが、ホイッグ系政治家と姻戚関係にある女王の女官らの罷免を要求して女王が拒絶し、その結果、ピールが組閣を拒否して、引き続きホイッグが政権を担当した件。憲政史上の意義については以下を参照のこと。Bogdanor, *op. cit.*, 19-20. [ボグダナー、前掲書、29 頁]

⁷² 'Queen Victoria: Life and Reign', *op. cit.*, 4, 6, 7.

以上のように女王と政治との関係を具体的に、また慎重に描き出したうえで『タイムズ』は、女王は賢明かつ能動的な立憲君主であったという評価を下してゆく。たとえば1852年にパーマストンが外相辞任に追い込まれるに至るまでの女王とパーマストンとの確執の事実関係は、「女王の立憲的な地位と権威に関する女王のきわめて正当な理解」を示すものに他ならなかったと、『タイムズ』は総括する（力点は引用者）⁷³。「閣僚の独立性」についてパーマストンと女王夫妻とはまったく異なる理解を持っていたと『タイムズ』は述べていたが、そのうち「きわめて正当な」理解であったのは女王とアルバート公側であったと『タイムズ』は主張しているわけである。また「アイルランド教会法案」への女王の姿勢は、『タイムズ』によれば、女王が「いかに賢明で、いかに中庸的で、いかに憲法の精神に満たされているか」を示した好例であった（力点は引用者）⁷⁴。

すなわち『タイムズ』にしたがえば、女王が高く評価されるべきなのは、まず政治に対して「注意深く能動的な関心」を抱き続けたことにある。女王は、政治を政治家に一任するということはまったくなかった。むしろ諸政策を承認する際には、事前に十分すぎるほど助言を吟味することを旨としていた。それだけではなく女王は自らの立憲的な地位と権威を理解していないと感じたパーマストンに対して積極的に自らの異議を主張し、結果的にパーマストンは外相辞任に追い込まれた。また女王は、「アイルランド教会法案」や「カウンティ選挙権法案」の際には、対立する両院ないし政党間の橋渡し役を積極的に行ってもいた。このようなかたちでの政治への関心と関与を、『タイムズ』は、「賢明」で「中庸的」で「憲法の精神に満たされた」女王の姿として高く評価したのである。換言すれば、『タイムズ』は、政党間ないし両院間の対立を超越した中立的で能動的な政治的主体として女王を位置づけ、そのような女王を、政治的プロセスにおける不可欠かつ有用なものとして論じていたと言ってよいだろう。女王が賢明な立憲君主で

⁷³ Ibid., 5.

⁷⁴ Ibid., 7.

あるのは、女王が政治一般とのあらゆる関係を断ち切るからではなかった。むしろ政党政治からは超然としつつも政治そのものには深くコミットし、最も適切なタイミングで、政党政治がときに生み出す政治的な行き詰まりを解消するための確かな介入を行うからこそ、賢明な立憲君主なのである。立憲君主が憲法の枠内で積極的に行いうる政治的行為は少なくなく、ヴィクトリア女王はまさにそれを的確に行い、しかも、その結果は有益であった。この意味で女王は、賢明で能動的な立憲君主であった。以上が『タイムズ』の評伝が描き出した「新しい」女王像であったと言えよう。

なおこの立憲君主としてのヴィクトリアが形成されるにあたって夫のアルバート公と、その背後にいたストックマル男爵の影響を『タイムズ』が強調している点も見逃せない。『タイムズ』は、女王は「賢明な男性」を周囲に持つという幸運に恵まれていたと述べているが、その一人がアルバート公であった。アルバート公は、『タイムズ』の評価によれば、そもそもベルギー国王レオポルド（アルバートの叔父）の顧問役を務めていたストックマル男爵の「注意深い指導」のもとで育てられていた。ストックマル男爵は、『タイムズ』によれば、「イギリスをよく知り」、「ヨーロッパの指導的な政治家たちとのコンタクトをもち」、その政治家すべてから「洞察力や手腕の巧みさにおいては外交官の中で右に出るものはない」と評されていた。そのストックマル男爵の薫陶を受けたアルバート公の「影響力」こそ、「21年間にわたる一点の曇りもない結婚生活において、女王に対してきわめて有益な方法で行使された」のである。実際、女王が「国事において能動的な役割」を果たすようになったのは、『タイムズ』によれば、アルバートとの結婚後であった⁷⁵。

⁷⁵ Ibid., 4. スtockマル男爵が立憲君主制についてのアルバート公とヴィクトリア女王の考え方にあたえた影響を強調する見方は、現在の研究者の間にもうかがえる。たとえばボグダナーは、イギリスの政策、とくに外交政策に影響を与えるためにこそ君主は政党から独立すべきだという考え方をアルバート公がストックマル男爵から学んだとしている。Bogdanor, *op. cit.*, 23-26. [ボグダナー、前掲書、32-35頁]

4節 『ブリタニカ百科事典』(10版)における女王の項目

以上のように女王を人間的な、しかし賢明で能動的な立憲君主として描く『タイムズ』の評伝は、エドワード時代に入ったイギリス社会におけるヴィクトリア女王の理解として無視できない影響力を持っていた。それが他ならぬ『タイムズ』のオビチュアリであったことは無論、この女王理解が少なからぬ権威をもったことを意味していたと言えよう。それに比べて注目すべきなのは、1902年に刊行された『ブリタニカ百科事典』の第10版における「ヴィクトリア女王」の項目(無署名)である⁷⁶。この項目が、実は、『タイムズ』の評伝に大きく依拠していたからである⁷⁷。

同項目も19ページにおよぶ、事典項目としては長大なものであった。その末尾には、同項目を執筆する際に参照した資料についての記述があり、そこにはこう書いてある。「『国民伝記事典』におけるシドニー・リー氏が執筆した項目の末尾には良質な文献案内がある。さらに『タイムズ』に出版された包括的な評伝を参照のこと。本項は、この評伝を圧縮し、修正し、利用したものである。」第4章で述べるように、1901年に刊行された『国民伝記事典』における女王の項目は、女王の重要な権威ある評伝の一つであったが、そこでは女王に対して『タイムズ』とは相当に異なる理解が提示されていた。その『国民伝記事典』の女王の項目については、評伝部分それ自体ではなく、その「文献案内」が言及されるのみである。むしろ逆に『タイムズ』の評伝(明らかに死後直後のオビチュアリを指す)は、『ブリタニカ百科事典』の記述が大きく依拠しているものと明言されたのである。実際、同事典の記述は構成が『タイムズ』の評伝に類似している⁷⁸だけで

⁷⁶ 'Victoria, Queen', *op. cit.* 同版の事典項目には執筆者名がイニシャルで付されているものと付されていないものがあるが、ヴィクトリア女王の項目には付されていない。

⁷⁷ なお1875年に刊行された9版には、「ヴィクトリア女王」との独立した項目はない。

⁷⁸ 『ブリタニカ百科事典』第10版における「ヴィクトリア女王」の項目の小見出しは以下の通りである。「幼少時代」、「ウィリアム四世の治世」、「女王の即位」、「メルバーン卿と女王」、「戴冠式」、「寝室女官事件」、「女王の結婚」、「公務」、「女王の生命を狙った事件」、「第一皇女の誕生」、「サー・ロバート・ピールの内閣」、「皇太子の誕生」、「王室と国民」、「女王の最初の鉄道旅行」、「諸外国の君主との関係」、「1851年の大博覧会」、「女王

はなく、文章をそのまま引きうつしている個所もきわめて多い。そして女王の評価という点でも、以下見るように、『タイムズ』の評伝を大きく引き継いでいるのである。

まず『ブリタニカ百科事典』は、『タイムズ』と同様、女王を特別に超人間的な能力や美德の持主とは描かなかつた。「他を補ってあまりあるコモン・センスの持ち主ではあったが、女王は何らかの専門的な知力が高度に発展していることが特に顕著に見られるわけではなかつた。」むしろ「女王の公私にわたる生活のすべては、性格というものがもつ揺るぎない重要性を示す、不変の教訓であった。」では女王の「性格」上の特色とは何だろうか。『ブリタニカ百科事典』によると、まず女王は、ジョン・ブライトが述べたように、「真の誠実さ」を備えていた。さらに「64年近い間、女王は、国家政策の発展を注視してきた。当初は遠慮がちにであったが、のちには、ますます成熟してゆく経験をもとに注視していった。また、統治の全期間を通じて、この注視の背後には、洞察力と、共感と、真摯な愛国心があったのである。」⁷⁹このように女王が備えているとされていたのは、たとえば「誠実さ」や「経験」や「洞察力」であつて、『タイムズ』と同様、ある意味では平凡で中流階級的な性格上の美質を豊かに備えていたことが強調されていたのである。

さらに『ブリタニカ百科事典』は、『タイムズ』と同様、女王が政治に積極的に関心を寄せていたことを力説する。「自分の内向きの関心事に対して干渉されれば別だが、そうでないかぎり、公務にはまったく無関心でいられる——女王は、

とパーマストーン卿」、「ウェリントン公爵の死去、アルバートの地位」、「クリミア戦争」、「女王とその家族」、「ロイヤル・マリッジ」、「アメリカ南北戦争」、「アルバート公の死去」、「普墺戦争」、「ディズレイリとグラッドストーン」、「皇太子の病氣」、「『インド皇帝』」、「私生活」、「ジュビリ」、「女王とビスマルク」、「1888-1889」、「皇太子の子供たちへの議会からの補助金」、「1890-91」、「クラレンス公爵の死去」、「ヘンリ王子の死去」、「1893」、「1894」、「ダイヤモンド・ジュビリ」、「女王の最後の年」、「女王の死去」。全40項目の見出しのうち、文字通り、あるいはほとんど文字通り『タイムズ』の見出しと同一なものに限っても、26項目を数える。

⁷⁹ 'Victoria, Queen', *op. cit.*, 684.

こうした自己満足的な傾向をもつ女性ではまったくなかった」という『タイムズ』の文章はそのまま流用された。「[...] 女王の近くにいた人はすべて、女王は閣僚に対し公平無私で筋の通った関係を保ったと証言しているが、これらの人々が同じく強調しているのは、女王は自分への助言をきわめて熱心に吟味したということである。そのような吟味を行ったあとではじめて女王は、臣民のために助言を受け入れることを納得したのである。」以上の文章も、『タイムズ』からそのまま引かれた⁸⁰。女王は政治に無関心であったという神話は『ブリタニカ百科事典』でも打ち砕くことが試みられていたのである。

女王と政治との具体的な関係を示す、鍵となる事例の評価も、『ブリタニカ百科事典』は『タイムズ』の説明を大きく踏襲していた。女王とパーマストンとの確執に関する記述は、『タイムズ』の文章をほとんどそのまま流用し、パーマストン辞任に至る事実関係は、「女王の立憲的な地位と権威に関する女王自身のきわめて正当な理解」に光を当てるものと改めて強調された（力点は引用者）。パーマストンがルイ・ナポレオンのクー・デタを在英フランス大使に対し追認したことによって「首相は当然ながら不快に思い、女王は正当に憤激し、パーマストンは不名誉なまま退場した」という表現（力点は引用者）も、そのまま使われたのである⁸¹。

1869年の「アイルランド教会法案」への女王の関与もやはり『タイムズ』の記述がほとんどそのまま使われ、「内政に対する女王の注意深くまた能動的な関心」を示す好例だと位置づけられた。とくにカンタベリ大主教のテイトとの間に交わされた書簡は、「君主の政治的な賢明さと高邁な宗教的性格」を明らかにするものと評された（力点は引用者）。また女王が両院の対立によって国民の間に宗教対立が生じることを恐れ、女王側が書簡によってカンタベリ大主教にグラッドストーンとの会合を「命じた」ことも書かれていた。1884年から1885年の「カウン

⁸⁰ Ibid., 684.

⁸¹ Ibid., 677.

ティ選挙権法案」と「議席再分配法案」への女王の関与も、再び『タイムズ』の文章がほぼそのまま用いられて、両政党の会合を実現させるために女王の望みが「相当な重み」をもったと説明されたのである⁸²。

政治的に論争的になりうる問題の記述をできるだけ慎重に行う姿勢も、またこれらの点についての文章そのものも、しばしば、『タイムズ』の記述を引き継いでいた。「寝室女官事件」においては「女王がこの危機において適切ではない助言を受けていたことは明らかであった」⁸³。アルバート死去後の公務からの女王の引退状態は一時的なもので、むしろその後女王の影響力が増したという主張も、『タイムズ』の文章が、一部だけ修正されて引かれていた。「たしかにしばらくの間、ごく自然なことではあるが、女王は国家における十全な権威を行使することに消極的であった。しかし年が経過するにつれて女王の個人的な影響力はますます感じられるようになり、統治の最後の十年間においては、女王は欧州における最も経験豊かな政治家であると認識されるに至ったのである。」⁸⁴ 女王とアイルランド自治法案との関係についても、『タイムズ』と同様、きわめて手短かに触れられ、しかも憲法上の問題はなかったと示唆された。「女王はグラッドストンのアイルランド自治政策に裁可を与えることには個人的に多大な躊躇を覚えていた。しかし公的には、この問題に関しては憲法の原則に従った [constitutional] 沈黙を守っていた。」⁸⁵

賢明で能動的な立憲君主であったという趣旨の、女王に対する総括的な評価も、『タイムズ』のそれを引き継ぐものであった。1869年の「アイルランド教会法案」への女王の対応は、女王が「いかに賢明で、いかに穏当で、いかに憲法の精神に満たされていたか」を示すものであった⁸⁶。そして『ブリタニカ百科事典』は、その総括的な記述のところで、『タイムズ』にあった女王への以下の文章を

⁸² Ibid., 680.

⁸³ Ibid., 671.

⁸⁴ Ibid., 679.

⁸⁵ Ibid., 681.

⁸⁶ Ibid., 680.

そのまま流用する。「このように行動することによって [=国王裁可の前に閣僚からの助言を精査することによって]、女王は政治家を叱咤激励し、公的な道徳心を向上させた」。そのあとに『ブリタニカ百科事典』は、独自に以下を付け加えたのである。「そして、現代における立憲的な統治者の行動指針を作り上げたのである。」(力点は引用者)⁸⁷ 最後の文言自体は『ブリタニカ百科事典』独自のものであるが、そのように女王の政治的言動を解釈すること自体はすでに『タイムズ』から始まっていたと言えよう。

付言すれば、上記の意味での立憲君主としてのヴィクトリア女王の形成にあたって、より直接的にはアルバートが、より間接的にはストックマール男爵の影響力が強かったことを示唆しているのも、『タイムズ』と同様、『ブリタニカ百科事典』10版の大きな特色であった⁸⁸。

以上のように、有力な解釈としての影響力を持ちうる『ブリタニカ百科事典』の女王に関する記述は、『タイムズ』によって切り開かれた女王の理解を、大きく、そしてしばしば文字通り、引き継ぐものだったのである。ある意味では「人間的」であり⁸⁹、「性格」において優れており、それにも支えられて賢明で能動的な立憲君主であったという女王理解が、評伝による正統的な評価という手続きを経て、イギリス社会の中に一定の広がりを見せることになったのである。

⁸⁷ Ibid., 684.

⁸⁸ Ibid., 672-673.

⁸⁹ 『ブリタニカ百科事典』が『タイムズ』の記述と異なる点のひとつは、『タイムズ』ではまったく触れられていなかった、女王との親密さがゴシップの対象となっていた侍従のジョン・ブラウンに言及していることである。「私生活」という新しく設けられた小見出しの中には以下の記述がある。「ところで人々が気付いたのは、女王がスコットランド人の男性侍従で、1849年から女王に仕えていたジョン・ブラウンに大いに愛着を寄せていたということである。女王はブラウンを常時付き添わせ、ブラウンを侍従というよりは友人と見ていた。1883年にブラウンが死んだとき、女王は悲嘆にくれた。」'Victoria, Queen', *op. cit.*, 680-681. ただし後述するように、この時点では、『国民伝記事典』のシドニー・リーによる評伝がすでにブラウンには触れていた。

3章 「新しい」女王理解の補強——書簡集第一シリーズの刊行

1節 ヴィクトリア女王書簡集の刊行

『タイムズ』により切り開かれた、女王は能動的に、かつ賢明に政治へコミットする立憲君主であったとの理解は、エドワード期において無視できない女王の解釈として社会的に浸透してゆくことになる。この解釈の浸透にあたって大きな役割を果たしたのが、エッシャー卿による女王の書簡集の刊行であった。

1章で見たように、エッシャーが、ヴィクトリア女王が死去したのちに取り組んだのは、まずナショナル・メモリアルの設立であった。しかし同時にエッシャーは、女王の書簡集の刊行も精力的に準備することとなる。その基本的な動機となったのは、エッシャー自身の説明によれば、彼が直接詳細に知る立場にあった、女王の性格ならびに、女王がいかに積極的かつ賢明に政治に関与したのかを国民に十分に知ってもらいたいという願いであった。たとえば女王が死去した翌月の2月10日の日誌にエッシャーはこう記している。「女王の性格に正当な評価を与える唯一の方法は、女王の後年の姿が浮き彫りにされることである。と言うのも、この後年においてこそ、女王の判断力が成熟し、自国民と帝国への女王の影響力がかくも高まったからである。」(力点は引用者)⁹⁰ 前述したように、女王の政治への関与や影響力を控えめに評価する見方は、当時、けっして少なくなかった。そのような見方に対して、『タイムズ』の評伝と同様、むしろ女王が政治に大きな関心を寄せ、能動的に行動し、その影響が大きかったことを示そうとしたのがエッシャーだったと言うことができよう。また女王の「性格」を従前以上に明らかにすることも、エッシャーの理解では「性格」にも支えられた、女王の政治への具体的な関与を示すがゆえに、有益なことだったのである。エッシャーが国王エドワード七世にあてた書簡に書かれていたように、女王の書簡集は「1837年か

⁹⁰ Maurice V. Brett (ed.), *Journals and Letters of Reginald, Viscount Esher*, vol. 1 (London: Ivor Nicholson and Watson, 1934), 284.

ら1861にかけての女王の性格の発展ならびに、この時期に女王とアルバート公のもとで行われていた、君主制のシステムの作用」を示すことが期待されていたのである⁹¹。

なおこの目的をエッシャーは、評伝の執筆ではなく書簡集の刊行で達成しようとしていた。その理由は、エッシャー自身の説明によれば、フル・スケールの評伝は「何人かの関係者が生存している間」は不可能であること⁹²、そして女王自身の「声」で、女王の性格と政治への関与を明らかにしたいということにあった。エッシャーは同じく2月10日の日誌にこう書いている。「女王に対する真の奉仕とは、女王に自らを語らしめることである。」⁹³

さて、より具体的には、書簡集が明らかにするとエッシャーが期待していたのは、以下のような女王と政治との関係であった。書簡集の編集協力者であり、エドワード七世の秘書官でもあったフランシス・ノウルズに対してエッシャーは1905年にこう書いている。

[...] サー・ロバート・ピール、アバディーン卿、パーマストーン卿、そしてダービー卿によって理解され、女王との連携のもと彼らによって動かされてきた君主制のシステムは、国家およびわが国の人民にとって本当に大きな価値を持っています。彼ら閣僚たちは、君主ならびに女王の側近の人々は、政党的な考慮によって偏ることはなく、自分たち閣僚よりも女王こそが政党的な偏見を免れていると認識しておりました。そしてヨーロッパ諸国の君主の間で女王が占める地位や、ヨーロッパ諸国の君主と女王との個人的な関係のために女王の意見には重みがあり、また閣僚らは——欧州における第一級の大国において重責を担う閣僚たちが、です——女王の意見は彼らにとってき

⁹¹ Esher to Edward VII, 28 August 1905, Maurice V. Brett (ed.), *Journals and Letters of Reginald, Viscount Esher*, vol. 2 (London: Ivor Nicholson and Watson, 1934), 102.

⁹² Brett (ed.), *op. cit.*, vol. 1, 284.

⁹³ *Ibid.*, 284.

わめて大きな価値を持つと認識していました。最後に閣僚たちは、彼ら自身の経験からこう認識しておりました。女王の様々な介入や意志堅固な姿勢というのは、たいへん顕著なものだったのですが、こうした介入や姿勢が、閣僚によるリスクや危険性をはらんだ行為——当の閣僚やほかの同僚が落ち着いて考え直してみると、わざわざ招くことが正当化できないようなリスクや危険性をはらんだ行為——を押しとどめることがいくつかの場合にあったのです⁹⁴。

すなわち女王は政党政治を超越して中立的な立場から政治的判断を行うことが可能であり、また、欧州諸国の君主とのネットワークを有しているために、女王の「意見」は重視すべきであり、女王の「介入」や「意志堅固な姿勢」にもメリットがあると閣僚たちは考えた——このようにエッシャーは主張していたのである。エッシャーによればこのような女王と閣僚との関係は必ずしも広く知られてはおらず、それを明確に示すのが書簡集に期待された大きな役割だったのである。

また、上述の引用箇所からもうかがえるように、女王と閣僚との具体的な関係を明らかにすることは、大きな政治的教育効果をもちうるとエッシャーは考えていた。すなわち女王の人となりを深く知り、また同時に女王が具体的にどのように政治に介入したのかを知ることによって、国民や政治家、さらには王室関係者が立憲君主制における国王の政治的意義について学ぶことが期待されていたのである。エッシャー自身がのちに書簡集に付した序文にしたがえば、書簡集を読むことによって人びとは、「政治的、社会的問題を女王が扱う典型的な事例」を知り、また「外からは見えないわが国の不文憲法の仕組みや、今までは知られていなかったチェック・アンド・バランスのいくつかの事例や、わが国の執行部におけるデリケートな平衡」を学ぶことが予想される。書簡集はこの意味で「イギ

⁹⁴ Esher to Francis Knollys, 28 August 1905, Brett (ed.), *op. cit.*, vol. 2, 105.

リス市民および臣民にとっての教科書」となる⁹⁵。一般市民だけではない。エッシャーは、書簡集が王室側によって利用されることも期待していた。エッシャーは、女王の晩年からエドワード七世の治世にかけて君主の政治的権限が低下しつつあると認識していた。そこでエドワード七世の秘書官であるノウルズが女王の先例を十分に学び、政治的な重要案件が正式に決定される前に君主がそれを精査し点検する権利を維持することを狙っていたのである⁹⁶。

ただし書簡集から政治的教訓が読み取られるためには、まず書簡集が興味を持って読まれる必要があった。したがって、読者の興味を引くためにも、膨大な書簡集は漫然と編集されてはならなかった。年代順に編まれることは当然としても、それにくわえて編集の原則が必要であった。その原則は、書簡集に「ドラマチックなトーン」を与えることに求められた。エッシャーは、書簡集の共同編集者の A. C. ベンソンに対してこのように述べている。「本書〔書簡集〕はドラマチックでなければならない、いやむしろ、ドラマチックなトーンを持たなければならない。」⁹⁷このようにドラマチックなトーンを保ちつつ、統治者としての女王の成長と特質を描き出すことが書簡集には期待されていたのである⁹⁸。

エッシャーは速やかに書簡集の編纂に着手した。1901年4月には、女王が残した書簡などを管理する職責を国王から与えられた⁹⁹。書簡集は、膨大になるという理由から、即位した1837年から夫のアルバート公が死去した1861年まででまず区切られ、相当な取捨選択や編集作業を施されたうえで、1907年、3巻で刊行された。

⁹⁵ Benson and Esher (eds.), *op. cit.*, vol.1, iv-v.

⁹⁶ Kuhn, *Democratic Royalism*, *op.cit.*, 72-73.

⁹⁷ Esher to A. C. Benson, 25 August 1905, Brett (ed.), *op. cit.*, vol. 1, 102.

⁹⁸ 政治的権力者としての女王の姿を書簡集が明らかにすることをエッシャーが期待していたことは、書簡集が扱うべき項目としてエッシャーがベンソンあてに列挙したものからもうかがえよう。「女王の性格形成」、「初期の権力の経験」、「統治技法の教習——1：メルバーン、2：レオポルド国王、3：アルバート公」、「女王の統治方法」、「女王の「キングシップ」感覚」、「女王の臣民に対する母親的な見方」、「導きの原理」、「君主のもつ統制力」。

Esher to A. C. Benson, 25 August 1905, Brett (ed.), *op. cit.*, vol. 2, 101.

⁹⁹ Fraser, *op. cit.*, 80-81; Lees-Milne, *op. cit.*, 177.

2節 書簡集における女王像

書簡集には、すでにアルバート公の評伝などで公表されたものも含めてではあったが、即位から1861年までのヴィクトリア女王の比較的率直な「声」による書簡を多数、含んでいた。たとえば一般読者が大いに興味を覚えたであろう、アルバートとの結婚に至る経緯や、そのさいの女王の率直な心情を従来以上に明らかにする書簡も少なからず公刊された。

このような書簡を含めて、書簡集は女王を「人間的に」描こうとしていた。すなわち『タイムズ』などと同様、女王を超人間的な精神的、道徳的美質を備えた人物とは提示していなかった。むしろ、エッシャーの序文が明記したように、女王がもつ「美德」は「シンプルなもの——それをベースにして臣民誰もが「幸福」を得られるような種類の美德——だったのである¹⁰⁰。また、こうした「性格」上の美質は、一面では天賦のものともされたが、同時に、生涯を通じて生まれ、発展させられたという側面——すなわち努力のたまものであるという側面——も強調されていた。エッシャー自身の表現によれば、たしかに女王は生まれつき「強い責任感を併せ持った、非常に精力的で行動的な気質や、豊かな愛情といった性格」を備えていた。しかしこの性格は年月とともに「拡大深化し」、さらに経験によって「忍耐心や機敏さや賢明さ」も兼ね備えることになったのである¹⁰¹。

さらに書簡集は、女王が政治的な意思決定に対して日常的に大きな関心を寄せ、君主としての政治的責務を、日常的なルーチンの処理も含めて、きわめて勤勉に果たしていたことを示そうとしていた。序文でエッシャーは書簡集の意義についてこう述べている。「こうした文書〔書簡やメモランダム〕から最も強く浮かび上がってくるのは、国内外の政治的、社会的動向の細部の細部に至るまで、女王がきわめて忍耐強く情報を上げさせていたことである。」¹⁰²

¹⁰⁰ エッシャー自身の表現によれば、「臣民は女王自身と同じシンプルな美德にもとづいて女王と類似した幸福を享受してほしいという女性らしい望み」を女王はもっていた。

Benson and Esher (eds.), *op.cit.*, vol. 1, v.

¹⁰¹ *Ibid.*, iv-v.

¹⁰² *Ibid.*, v.

女王が政治に無関心どころではなかったことは、女王自身の言葉によっても示された。たとえばパーマストンとの熾烈な政治的衝突も経験したうえでの女王自身の以下の書簡がその一例にあたる(1852年2月3日付、ベルギー国王への手紙)。「わたくしたち女性は統治者になるようには作られておりません」と女王は認める。だが続けて女王はこう述べる。「しかし、好むと好まざるとにかかわらず、このような職務に関心をいだかざるを得ないときがあります。そして、もちろん、私は、とてつもなく関心をいただいているのです。」(力点は原文)¹⁰³

また書簡集は、女王が単に政治的意思決定に関心をいただき、閣僚からの十分な説明を求めただけではなく、内政や外交に対して実際に能動的に影響を及ぼした点を示そうとしていた。たとえばパーマストンに対する要求をジョン・ラッセル首相に伝えた著名な1850年のメモランダムは、無論、全文が再録された。しかしそれだけではなく、このメモランダムの元となる、ストックマール男爵が起草した文書や、女王ならびにアルバート公とパーマストンとの対立が浮き彫りになる様々な書簡やメモランダムも収録されていた。また、その中には、女王自身による率直な文言を含み、それゆえ読者の記憶に残りやすい書簡も入れられており、女王がきわめて積極的にパーマストン辞任のプロセスに関与していたという印象を読者に与える構成になっていた。女王の「肉声」がうかがえる有名な書簡をひとつ引いておこう。1851年の末にパーマストンが外相を辞任したことを聞いたときに女王がベルギー国王にあてたものである。「素晴らしいニュースを謹んでご報告申し上げます。叔父様もわたくしたちも、そして全世界がすべて喜び、ホッとするニュースです。パーマストン卿はもはや外相ではありません。すでにグランヴィル卿が後継者に指名されたのです!!」(力点は原文)¹⁰⁴

女王の政治的意思決定への関与を示そうとする、もうひとつの例を書簡集から

¹⁰³ Queen Victoria to the King of the Belgians, 3 February 1852, Benson and Esher (eds.), *op. cit.*, vol. 2, 362.

¹⁰⁴ *Ibid.*, 264, 238; *e.g.*, *ibid.*, 235-237; Queen Victoria to the King of the Belgians, 23 December 1852, *ibid.*, 344.

あげておこう。1847年の10月、女王はラッセル卿から、急進派として知られるリチャード・コブデンを救貧法庁長官に任命することを打診された（なおコブデンは1841年から下院議員を務めていた）。それに対して女王はこう返答している。「[...] コブデン氏が多くの点でその地位にふさわしいこと、コブデン氏の様々な才能が国家のために用いられることが政府と国民にとって有益になるであろうと女王は考えていますが、コヴェント・ガーデン〔自由貿易を求める集会が開かれていたコヴェント・ガーデン劇場を指す〕からいきなり閣僚に昇格させるのはあまりにも急なステップであり、多くの不平不満をあちこちで生むことは明白な上での選択であり、ほかのアジテーターたちに対しても危険な先例を作ってしまうことになると思います（コブデン氏が主たる名声を勝ち得たのは、巧みなアジテーターとしてでした）。」¹⁰⁵この強い難色もあってジョン・ラッセルは、コブデンの人事を断念したのである。

3節 書簡集への反響(1)¹⁰⁶

以上のように書簡集は、『タイムズ』が切り開いた、「人間的」であるとともに、賢明で能動的な立憲君主であったという「新しい」女王理解を、資料的に裏付けようとしていた。また実際、そのように書簡集を読む同時代人も少なくなかった。この点を、刊行された書簡集に対する書評を用いて確認しておこう。

たとえば『クォータリ・リビュー』の匿名の筆者は、書簡集は、「ますます広い範囲に及んでゆく女王の巨大な影響力」を再確認するものであり、女王が「政党ではなく国民の長」であったことを如実に示すものであったと論じた¹⁰⁷。『コンテンツポラリ・リビュー』によれば、書簡集は、女王が「欧州全体の外交情勢について該博な知識」を有していること、外交問題の処理においては「女王の判断

¹⁰⁵ Queen Victoria to Lord John Russell, 14 October 1847, *ibid.*, 131-132.

¹⁰⁶ 反響の(2)は5章を参照のこと。

¹⁰⁷ 'The Letters of Queen Victoria', *Quarterly Review*, 207 (July-October, 1907), 559-596.

がいかに冷静で賢明だったのか」を示すものであり、全体としては「このあらゆる政治的変動の中で女王が揺るがない勇気を維持し、義務からまったく逃げなかった」ことを明確にしたものであった。すなわち書簡集は、「外からは見えない国家機構と、統治者としての君主によって行使された巨大な立憲的な影響力」を示しているのである¹⁰⁸。あるいは『リヴュー・オブ・リヴューズ』が述べたように、書簡集は「最初の21年間の歴史を覆い隠していたヴェールをはぎとった」ものであった。「これらの書簡は、彼女は名目的にも実質的にも支配した統治者であったことを隅々まで明らかにした」のである¹⁰⁹。

なるほど、この書簡集に描かれていたことの多くは、アルバート公をはじめとする王室関係者や政治家の評伝や回顧録、『タイムズ』に出版された女王のオビチュアリ、『国民伝記事典』における女王の項目など従来からの出版物で概略は知られていた——たとえばパーマストン卿との確執がそうであるように、である。しかし『フォートナイトリ・リヴュー』で、歴史家の——のちに保守党議員ともなる——J. A. R. マリオットが述べたように、以前に知られていたことは「断片的」でしかなかった。しかし今回の書簡集によって「精細、詳細、そして真正」に事実関係が明らかにされたのである。すなわち書簡集は「従来からの印象を決定的に裏付けるもの」であった。とくにマリオットが強調しているのは以下の点である。以前はバジョットらの影響によって「立憲」君主の実際の政治的役割は過小評価される傾向にあった。しかし書簡集が「あまずことなく証明している」のは、女王は「国王「大権」が有する正当な権利に関しては徹頭徹尾固執した」ことである。とくに、マリオットの見方によれば、1847年以降の外交政策においては女王と内閣との「摩擦」が顕著である。この時期においては、マリオットの判断によれば、「詳細な事実関係の知識、人間の判断の多様性への理解、そして継続的な関心のいずれにおいても、内閣の助言者のうち女王に比すものは無論だ

¹⁰⁸ Algernon West, 'Queen Victoria's Letters', *Contemporary Review*, 92 (November 1901), 595, 597.

¹⁰⁹ 'The Letters of Queen Victoria', *Review of Reviews*, 36 (November 1907), 527.

れもいなかった」。女王は政治的に無力な籠の中の鳥であるどころか、彼女自身が強力な政治的エージェントであったとの見方をマリオットは、書簡集から引き出したのである¹¹⁰。

5章で述べるように、書簡集に対しては厳しい書評もあったが、いわばエッセイの意図をよく汲んで、女王と政治との詳細で具体的な関係に注目し、かつ、それを立憲君主としての適切で賢明な振る舞いであったと把握する書評は少なくなかった。『タイムズ』が切り開いた「新しい」女王理解は、『ブリタニカ百科事典』に引き継がれるとともに、女王の書簡集によって、少なからず補強されていったと言ってよいだろう。

4章 「新しい」女王理解の動揺(1)——共和主義者、社会主義者と『国民伝記事典』の女王理解

1節 はじめに

だがその一方で、『タイムズ』が切り開き、『ブリタニカ百科事典』が追認し、書簡集が補強しようとした女王理解はけっして盤石なものではなかった。それは女王が死去した直後から対抗的な女王理解の挑戦を受けており、また、書簡によって女王像を明らかにするというエッセイの戦略自体、大きな躓きを見せてゆくのである。本章ではまず、1901年に女王が死去したあとに出された、対抗的な女王理解について詳しく見てゆくこととしたい。

2節 共和主義者、社会主義者による女王理解

最初に検討したいのが、民衆的な活字媒体におけるヴィクトリア女王論であ

¹¹⁰ J. A. R. Marriott, 'The Letters of Queen Victoria', *Fortnightly Review*, 82 (n.s.) (December 1907), 992, 995-996, 1001. ただしマリオットは「政治史を学ぶためのオリジナルな権威」となるには、書簡の選択に問題が残されているとも指摘している。Ibid., 995.

る。民衆的な活字媒体も無論、その政治的党派性や、王室に対する態度において大きな差異がみられる。しかしここでは、19世紀の末になってなお手厳しい王室批判、ときには反君主制論を展開していた共和主義者ないし社会主義者たちの新聞を一次資料として取り上げることとしたい。具体的には、民衆的な王室批判と反君主制論をヴィクトリア時代の中期から長年にわたり精力的に展開していた『レイノルジズ』紙と、一部の社会主義系の新聞を資料として用いる。ヴィクトリア時代の中期に王室批判や反君主制論が台頭したのは以前からよく知られていたが、「はじめに」で述べたように、近年はヴィクトリア時代の後期における王室批判や反君主制論の継続に注意を向ける研究も出てきており、これらの新聞における王室批判や反君主制論もまた無視できないからである。

さてこれらの新聞における女王認識については、まず、ダイヤモンド・ジュビリのときに遡って簡潔に確認をしておきたい。というのも、ダイヤモンド・ジュビリがイギリスや帝国社会全体では女王や君主制を積極的に礼賛する機会になったことはよく知られているが、むしろ、『レイノルジズ』などでは、民衆の間の根強い王室批判や反君主制論を表面化させる機会にもなっていたからである¹¹¹。女王が死去した直後よりも、ある意味では「本音」に近い女王認識が見られたと考えることもできよう。

ダイヤモンド・ジュビリの際においては、『レイノルジズ』はきわめて辛辣な女王評を掲載していた。1897年6月20日付の同紙によれば女王は「利己的」で、「退屈」で、「卑俗」ですらあった¹¹²。同年6月27日付の同紙によれば、女王ならびに王族の生活は贅沢でもあり、女王の治世を通じて、王室には総計で約「6,000万ポンド」の経費がかかっていた。単に経費がかかったというだけではなく、『レイノルジズ』によれば、君主制はイギリスにおける貧困の構造を支える制度的支柱ですらあった。すなわち「君主制は貴族制を含意し、貴族制は土地独占を伴い、

¹¹¹ Taylor, *op. cit.*, chap. 4.

¹¹² 'The Skelton at the Feast', *Reynolds's Newspaper*, 20 June 1897, 1.

土地独占は飢餓を意味する」からである¹¹³。ダイヤモンド・ジュビリーは、このような『レイノルジズ』の主張に代表される、「大衆的な反ジュビリー」(アントニー・テイラー)¹¹⁴を顕在化させる機会ともなっていたのである。

したがって『レイノルジズ』など一部の民衆的な活字媒体における女王に関する論調は、女王が死去した際にも、『タイムズ』のそれとはよほど異なっていた。

まずこれらの新聞ではしばしば、女王の美德を強調する見方に強い疑義が——『タイムズ』などよりもはるかに強い疑義が——出されていた。たとえば『レイノルジズ』は、女王をきわめて平凡であるだけではなく、重大な性格的欠陥さえ備えていた人間として描き出している。「ヴィクトリアはよき母であった」、しかし「知性輝く女性でもなければ、偉大な女性でもなかった」。たしかに女王は「何も過ちを犯さなかった」が、そのような「否定的な美德」に目を奪われた人々は、女王の「本性における紛れもない凡庸さ」や、その「性格における狭量な卑しさ」(力点は引用者)を見逃してしまったのである¹¹⁵。美德があったとしてもそれは、過ちを犯さないという「否定的」、「消極的」な性質なものであったという評価は、社会主義系の『クラリオン』でもうかがうことができる¹¹⁶。

女王の性格に対するこのような評価と表裏一体であったのが、女王は政治的な意思決定に実質的には関与しておらず、その意味においてのみ模範的な立憲君主であったという議論である。たとえば『レイノルジズ』によれば、女王は「傲慢不遜に自分の意志を閣僚には押し付けたりはしなかった」のであり、それゆえに「全体として見れば立憲的な支配者としての模範例」であった¹¹⁷。仮に『タイムズ』が女王の勤勉さや細心の注意を払う性格を称賛し、それゆえ女王は的確に政治に介入しえたと議論したのだとしたら、『レイノルジズ』は、女王はそのよう

¹¹³ 'The Jubilee and Its Lessons', *Reynolds's Newspaper*, 27 June 1897, 1.

¹¹⁴ Taylor, *op. cit.*, chap. 4.

¹¹⁵ W. M. T., 'La Reine Bourgeoise', *Reynolds's Newspaper*, 27 January 1901, 1.

¹¹⁶ Alex M. Thompson, 'The Queen', *Clarion*, 26 January 1901, 28.

¹¹⁷ 'Life of Queen Victoria: "Reynolds's" Special Memoir', *Reynolds's Newspaper*, 27 January 1901.

な性格は持ち合わせておらず、それゆえ、政治には介入する能力を持たず、したがって政治には介入しておらず、その意味でのみ模範的な立憲君主であったと論じたのである。イギリスにおける政治的権威の源泉は王室ではなく議会であるという『レイバー・リーダー』の議論¹¹⁸もここに加えることができよう¹¹⁹。

もともと『レイノルズ』などは、女王が政治的に完全に不活発であったとは主張していない。例外的な事態においては、女王は政治に介入したことを認め、しかもその介入を厳しく非難したのである。たとえば『レイノルズ』は、女王は模範的な立憲君主であったとは総括しつつも、「アイルランド自治法案に対する個人的な反対を別にすれば」という趣旨の重大な留保をつけていた。女王の長い治世の間には、政治に対する不当な干渉は皆無ではなかった。「女王は君臨すれども統治せず、というドクトリンほどのまやかしはない」のである¹²⁰。

以上のように『レイノルズ』などが、政治全般から距離をおいた女王こそを「模範的な立憲君主」と位置づけ、女王による政治介入の事例に対しては厳しい姿勢を示した背後にあったのは、女王や君主一般の政治権力の乱用への懸念であった。たとえば「統治に干渉しない理想的な女王の姿勢」を女王が見せたと（『クラリオン』）女王を純粹に賞賛している場合も、そこには、女王以前の君主による権力乱用への強い批判の意味がこめられていたのである¹²¹。

したがってこれらの議論と『タイムズ』らの女王認識との間にはきわめて大きな溝があった。実際、女王の内政・外交における指導力を評価しようとする死後評価の潮流そのものへの批判も、たとえば『クラリオン』から生まれていた。すなわち同紙は、かかる潮流に疑問を呈して、むしろ「『女王はとくに何もしなかったし、何も秀でたことはしなかった』という一般的な信念」を「私たち社会主

¹¹⁸ Keir [Keir Hardie], 'Between Ourselves', *Labour Leader*, 9 February 1901, 43.

¹¹⁹ なお『レイバー・リーダー』では、女王は南アフリカ戦争に反対していたなど、女王と「軍国主義」とを切り離そうとする試みもなされていた。以下を参照のこと。Keir Hardie, 'The Queen's Funeral: A Protest', *Labour Leader*, 2 February 1901, 37.

¹²⁰ 'Life of Queen Victoria: "Reynolds's" Special Memoir', *op. cit.*

¹²¹ Alex M. Thompson, *op. cit.*

義者」は共有するものである、と指摘したのである¹²²。『タイムズ』が提出したような女王像は、このように、民衆的な活字媒体においては必ずしも共有されていなかった。むしろ『タイムズ』よりもはるかに女王を凡庸で人間的欠陥の多い人物として描き出し、政治的に何もしえなかった人物として理解し、なおかつそのことを立憲君主の正当なありかたとして積極的に評価する姿勢がこれらの紙面からはうかがえるのである¹²³。

3節 『国民伝記事典』における女王の評伝

さて、女王の人となりに対して『タイムズ』などよりも辛口の判断を示し、また立憲君主としての政治的影響力を限定的なものとなす見解を表明していたのは、共和主義者や社会主義者の新聞だけではなかった。より影響力のある女王の評伝においても、ある意味では類似した女王理解が提示されていたのである。それは権威ある『国民伝記事典』に掲載された「ヴィクトリア女王」の項目においてである。

この項目は、同事典の編集者シドニー・リーが執筆したもので、事典において112ページにおよぶ長大なものであった。初出は、1901年に刊行された『国民伝記事典補逸』であるが、その後、『補逸』自体がリプリントされ、さらに、同項目をベースとする、リーによる女王の単行本の評伝も1902年以降、多様な版で出版されており、女王解釈におけるその影響力は無視できないと言っていいだろう¹²⁴。

¹²² 'The King's Salary', *Clarion*, 2 February 1901, 33.

¹²³ ただし、本稿では踏み込めないが、エドワード期における社会主義者らの君主制や王室関係者にかんする議論には、矛盾や複雑性も同時にうかがうことができる。ネヴィル・カークによれば、1901年から1911年にかけてイギリスの社会主義者たちは、共和制が君主制よりも「原則」としては優れていると主張しつつも、エドワード七世のように大衆的に人気がある君主を退位させる「現実的な」欲求はほとんどもっていなかった。さらに社会主義者たちは、この期間を通じて、王室関係者個人への好意的評価を示すことがあり、それが制度としての王室の「許容」だけではなく「支持」につながることもあった。Neville Kirk, 'The Conditions of Royal Rule: Australian and British Socialist and Labour Attitudes to the Monarchy, 1901-1911', *Social History*, 30 (February 2005), 64-88.

¹²⁴ 本稿で資料として直接用いているのは、1950年に出版された『国民伝記事典』のリプリント版に掲載された「ヴィクトリア」の項目である。Lee, *op. cit.* ただし1901年の初

本稿ではまず、ヴィクトリア女王と政治との関係についての『国民伝記事典』の記述から検討したい。リーは、『タイムズ』などが女王の賢明な立憲君主としての成果を示すものとしたいくつかの事例について、より冷めた、ときにはまったく正反対の分析を試みているのである。最初に、1851年末のパーマストン外相辞任の一件に関するリーの評価から見てみよう。

実際のところは、パーマストンの解任は、君主にとっての全面的勝利とはいえない難いものであった。第一に、解任は女王自身が行ったわけではなかった。それはラッセル卿が行ったのであり、しかもラッセル卿は宮廷の感情に大きく影響されて行ったわけではなく、またこの判断を終世、後悔することとなった。国民の間におけるパーマストンの人気は、宮廷における彼の不人気と反比例して高まっていった。このあとの10年間、パーマストンの権力も内閣の権力も一般的に着実に増大してゆき、それと引き換えに内政・外交の双方における君主の影響力は低下していったのである。真の勝利は外務大臣のものであったのである¹²⁵。

すなわちリーの評価によれば、パーマストン辞任の件は、女王の立憲的な影響力を明らかに示すどころか、まったく逆に、その限界と、顕著な低下の契機を露わにするものだったのである。この件に関しては『タイムズ』の解釈とは正反対の見方を『国民伝記事典』は示したと言ってよいだろう。

1869年の「アイルランド教会法案」に関する女王の行動については、リーは女王に対してより共感的な評価を下していた。すなわち、女王はたしかに「自ら率先して、政府と貴族院とを仲介することを提案した」のである。またその結果も好ましく、政府が一定の妥協を行うのと引き換えに法案は貴族院を通過した。し

版から「テキストは変更していない」との編者序言があり、筆者による確認によっても「ヴィクトリア女王」の項目は1901年の初版をそのまま再録している。

¹²⁵ Lee, *op. cit.*, 1303.

たがって「立憲的機構の車軸に女王が円滑油を注したことは疑いない」とリーは論じた。ただし、女王の貢献の「程度」については議論の余地があることをリーがあえて述べていることには注意を向けておきたい。「この結果〔政府と貴族院双方の妥協で法案が両院を通過したこと〕がどれだけ女王の介入によるのか、そしてどれだけ、事態の圧力によるものなのかについては、議論の余地があるかもしれない。」¹²⁶このケースにおいても、リーは女王の貢献を無条件に礼賛はしておらず、慎重な姿勢を維持しているのである。

1884年の「カウンティ選挙権法案」と「議席再分配法案」については、シドニー・リーは、女王よりも貴族院の政治家たちが主導して両院対立の危機を回避したという見方を『タイムズ』などよりもはるかに積極的に提示している。以下、リーの説明を聞こう。同法案の扱いをめぐる両院が対立の危機を迎えたとき、女王は両院の争いを仲介しようという「強い欲求」を抱いた。そして秘書官のヘンリー・ボンソンピを通じて「両政党の指導者への個人的影響力」を行使し、事態を解決しようとした。しかし解決への方策はむしろ保守党内から生まれた。「女王の介入が度を越す前に、ランドルフ・チャーチル卿やサー・マイクル・ヒックス・ビーチら保守党の有力メンバーらは、女王とはまったく別に、議席を再分配する適切な法案と抱き合わせになるなら「カウンティ選挙権法案」を貴族院は通過させてもよいという結論に到達したのである。」(力点は引用者)女王は、この結論の線に沿って、関係者すべてに妥協を求めた。その際に保守党の主要な政治家に対する女王の個人的な影響力が、妥協への障害を取り除いたのである¹²⁷。以上のようにリーは、女王が両院ないし両政党の妥協に対して一定の役割を果たしたことは否定しない。しかし本質的には、解決策となった妥協案は保守党の内部から生じたのであり、女王はそれを効果的に促進したにすぎないと論じる。しかも妥協案が保守党の内部から生じたことを、「女王の介入が度を越す」ことを未

¹²⁶ Ibid., 1336-1337.

¹²⁷ Ibid., 1352.

然防止したとして暗に評価しつつ、である。以上の各事例が示すように、『タイムズ』などが賢明で能動的な立憲君主の政治的介入としてとらえた事例を、リーはより冷静に、ときにはまったく反対の角度から分析していったのである。

加えてリーは、女王の政治的判断や中立性が疑問視されかねないいくつかのケースについては、『タイムズ』や『ブリタニカ百科事典』以上に詳しく叙述し、あるいは女王に対してはより批判的ともとれる記述をしていた。最も典型的なのは、後述する、アルバート公が死去した後の女王の公務引退ともとれる状態に関するリーの叙述である。その他の例でいえば、リーは、女王がグラッドストンのアイルランド自治法案に「妥協の余地なく反対していた」ことを、『タイムズ』などよりも詳細に描き出していた。すなわち、リーは、アイルランド自治が「無秩序」をもたらすのではという恐れや、アイルランドとの連合を維持するという即位の際の宣誓を破ることへのためらいといった女王側の心理を解説した。さらにリーは、グラッドストンが「正当な事前の手続き」なしに自治問題を女王と国民に提起した点について女王はグラッドストンに「苦言を呈し」、アイルランドに自治を認めることがイギリスとアイルランドの連携をかえって緊密にするといったグラッドストン側の議論に女王は「説得されず」、アイルランド自治法案否決後の総選挙の実施に女王自身は「反対」していたなど、自治法案をめぐる女王が首相に対して徹頭徹尾、対決姿勢をとっていたことを示していったのである¹²⁸。以上のようにリーは、女王は政治的職務の遂行や政治的中立性の維持において問題があったことも示唆してゆく。『タイムズ』などによる、賢明で能動的な立憲君主としての女王の解釈に冷水を浴びせる効果を持つ評伝であったと言ってよいだろう。

このように詳細に女王の生涯を振り返ったのち、『国民伝記事典』は、その最後の部分において、女王の総括的な評価を試みている。まず政治と女王との関係についてのリーによる議論から確認しておこう。

¹²⁸ Ibid., 1353.

リーが第一に主張しているのは、女王の側から政治と行政に積極的な関心を示し、その細部にわたって独自の意見を形成し、それに閣僚の注意を向けさせようとしていたことは確かに事実だということである。「[...]」女王は政府が行うことに関してはあらゆる細部にわたって勤勉に学習し、政策ないし行政のあらゆる点について自分自身の強固な意見を作り上げ、女王自身はその意見に固執するとともに、執拗に閣僚の注意をそれに向けさせた。」¹²⁹

リーが第二に主張しているのは、しかしながら、女王による政治への関与には大きな憲法上の限界があったということであった。リーに従えば、なるほど、女王が政治に関与すること自体には一定の効用があった。「女王は至高で孤立した地位を持ち、そのため、政党の利害からも政党的な偏りからも距離をおいていた。その結果、女王は、閣僚の様々なプランの中に国家への危険性が——当の閣僚がその党派性のために見逃してしまうような危険性が——潜んでいるのを暴くことがあった。また女王が執拗な態度をとることによって、女王が強く主張した方向で政策が一定の修正を受け、それが悪くない結果を生むことも時にはあった。」だが立憲君主制のもとで女王は本質的には権力を有していなかった、というのがリーの解釈である。「立憲君主」は、「理論的には見かけ上の権利をすべて与えられているが、権力の実体も権力に伴う責任も剥奪されている」（力点は引用者）。またこのことを女王もよく自覚していた。たしかに「アイルランド教会法案」や「カウンティ選挙権法案」の際に女王は、さまざまな「個人的な努力」を傾けはした。「したがって国家機構に個人的に影響を与えうる場合に女王がその努力からけっして逃げなかったことは事実である。しかし女王は、自分の意見や希望を強制する力はないことを自覚していた。憲法の原則上、君主への助言者が到達した最終的な決定に対しては、君主はすべてフォーマルな同意を与えることが義務付けられており、個人的にはどれだけ不快であっても、争いは避けなければならないという実践的な知恵をヴィクトリア女王は有していたのである。」（力点は引

¹²⁹ Ibid., 1367.

用者)¹³⁰すなわち、女王が政治的意思決定過程への関与をめざして個人的に相当な努力を傾けたことは認めつつも、そもそも立憲君主制の原則からして、女王の政治的権力には本質的にきわめて大きな制約が課せられており、彼女もまたそれを自覚していた、というのがリーの基本的な解釈だったのである。

第三にリーは、単に女王の政治的権力が大きく制約されていただけではなく、その権力が治世の後半には低下していったと主張する。「王室権力の衰退」という見出しのもと、リーはこう述べている。「女王は自分が受けた教育の枠組みとなっていた憲法を尊重しており、また女王には独特な性格上の特質があり、さらには臣民の間には民主的な原則が成長していった。これらの事情がすべて貢献して、女王が即位したときに君主が有していた大権は、女王自身が多いに奮闘努力したにもかかわらず、統治の期間を通じて強化されると言うより弱体化したのである。」たとえば、陸軍に対する君主の「個人的な影響力」は、女王の統治期間中に議会によって大きく崩されていったのである¹³¹。

以上のようにリーは、女王は立憲君主であるからこそ、その政治への介入はきわめて限定的な効果しか持たず、女王自身もそれを自覚しており、それどころか、「王室権力」は統治期間を通じて低下したと、『タイムズ』などが示したものと大きく異なる女王理解を提出したのである。

女王と政治との関係についてのこの理解は、女王の性格に関するリー独自の解釈とも表裏一体であった。『国民伝記事典』は、『タイムズ』や『クォータリ・レビュー』と同様、女王の過剰な神格化からは無論、距離をおいていた。しかしそれだけではなく、『国民伝記事典』は『タイムズ』などよりもはるかに辛辣に、女王の人となりを描き出していた。なるほどリーは、女王の性格上の美質にも必要に応じて十分言及することは躊躇っていない（この点は『レイノルジズ』とは大きく異なる）。¹³² しかし女王の人柄を記述する際には、随所で、手厳しいと言

¹³⁰ Ibid., 1367.

¹³¹ Ibid., 1367.

¹³² 女王の「勇気、真正さ、苦しみへの共感」などを称賛する文言を参照のこと。Ibid., 1369.

ってもよい表現を用いていた。

たとえば女王が国政に積極的に関心を示し、可能であれば能動的な関与を試みた तरीは述べたが、その際にリーが理由として述べたのは、「女王は、全体を見渡す知性ではなく、傲慢な意思を有していたので」ということだったのである（力点は引用者）¹³³。そのあとに続く部分（75ページで引用した部分）でも、リーは、「細部」に神経を払い、「強固な」意見を形成し、その意見に「固執」し、「執拗に」自らの意見に注意を向けさせる人物として女王を叙述していた（力点は引用者）。すなわちリーは、「知性」的ではなく感情的・意思的であり、全体ではなく細部に拘泥し、柔軟ではなく硬直的な人物として女王を描こうとしていたのである。

女王の統治期間中に「王室権力」が低下していったのも、部分的には、こうした女王の「独特な性格上の特質」 *idiosyncrasy* の結果だとリーは論じていた。たとえば彼女は「我意が強かったので」「女王自身の私的な好みに利するのであれば」様々な先例を破ることも厭わなかった。だからこそ女王は、ウェストミンスター議会の開会に臨席したうえで開会や閉会を宣言するという君主の慣例的な公務を十分果たさなかった。統治の最後の30年間で議会に臨席して開会したのは7回のみであり、1854年以降は一度も、臨席した上での閉会を行っていない。「この習慣を昂然と無視したことは、政府の中心的な権力を掌握しているという女王の表面的な印象を弱めてしまう傾向を持っていた。」この問題点とも重なるが、夫が死去したあとの「長期にわたる引きこもり」も、「臣民と女王との冷えた関係」を作り出してしまった¹³⁴。「王室権力」の低下が進行した一因は、ヴィクトリア女王自身の人となりであった¹³⁵。

¹³³ *Ibid.*, 1367.

¹³⁴ *Ibid.*, 1367, 1366.

¹³⁵ リーによる女王とその統治に関する批判的な記述に含まれるのが、「女性の解放」に関する女王の態度についての論評である。リーによれば、「道徳的な問題については女王の見解は厳格であった。」そのため、女王は未亡人の再婚を認めなかった。「[...] 女性のさらなる解放を求める運動に対しては、女王は徹頭徹尾、そしてほとんど盲目的に敵意を示

以上のように、リーが提示したヴィクトリア女王の理解は、『タイムズ』や『ブリタニカ百科事典』(10版)におけるそれとは、よほど異なっていた。女王はたしかに政治的に能動的たらんとする強烈な意志を有していたが、リーが強調したのはむしろ立憲主義のもとでは女王の権力には本質的にきわめて大きな制約があった、ということであった。政治権力は実質的に閣僚側にあったのである。さらにリーは、統治の全期間、とくにアルバート公が死去したあとに「王室権力」は実際には低下したのだと主張した。またこのような女王と政治との関係を生み出すことに貢献したのが彼女の独特な人柄であり、しかもその人柄を、シドニー・リーはけっして十分に好意的とはいえない筆致で描き出していたのである。

4節 立憲君主をめぐる論争

以上確認してきたように、『タイムズ』のオピニオンが提示した「賢明で能動的な立憲君主」という女王の理解は必ずしも十全の支持を得ていたわけではなかった。たしかに『タイムズ』などは、立憲君主制のもとにおける君主の権力を比較的大きなものと把握したうえで、女王がその権力を賢明かつ積極的に行使したと論じた。しかし共和主義者や社会主義者の新聞や『国民伝記事典』は、立憲君主制のもとにおける君主権力をはるかに制約されたものととらえていた。そのうえで、女王はそもそも権力を積極的に行使しなかったので理想的な立憲君主であったと論じたり(『レイノルジズ』)、あるいは特異な気質から積極的に政治に関与しようとしたが実際にできることは、女王自身の能力上の問題もあって、当初から限られていたと論じたりしたのである(『国民伝記事典』)。また、女王の統治全体を貫く特色であるとは理解されなかったものの、女王がその政治的権力を党派的な観点から積極的に行使する危険性には、共和主義者や社会主義者も、リーも警戒心を向けていた。「賢明で能動的な立憲君主」という『タイムズ』などの女王理解は、けっして盤石の支持を得ていたわけではなかったのである。

していたのである。」(力点は引用者) Ibid., 497.

このように女王の死後直後の評価に大きな溝が生じた背景にあったのは、そもそもヴィクトリア時代の末期になってから、女王の、さらには君主一般の政治的権力についての議論がイギリス社会の中で一定程度、浮上してきたという事情であった。ウィリアムズによれば、1880年代半ばには、女王は「政党をこえ、政治をこえる」君主であるという「コンセンサス」が——女王の政治的関与や党派性の実態は別として——イギリス社会においては成立していた。しかし最初のジュビリ（1887）から女王が死去する1901年の間には、「君主制をめぐる党派的な政治的論争の復活や、君主の政治的役割に関する新たな懸念」が生じたのである。すなわち保守党は、世襲的な原理全般を好意的に解釈する立場から、ヴィクトリア女王は「有益な政治的影響力」を持つと強調し始め、それに自由党が反発を見せていた。アイルランド自治法案に対して女王が敵対的な立場にあるとの理解が広がり、また、1869年の「アイルランド教会法案」の貴族院通過と女王との関係について知られるようになったのもこの時期である。もっとも、女王の政治的な役割が議論されるようになったとはいっても、その広がりには限られていた。1897年のダイヤモンド・ジュビリの段階では、ヴィクトリア女王は、その治世の間、政治的論争には巻き込まれなかったという認識がなお一般的であった。しかし女王が死去したのちにふたたび、女王の政治的な権限の正確な範囲をめぐって、主として「保守主義者」と、「自由主義者」および「社会主義者」とのあいだに論争が生まれていったのである¹³⁶。本稿で詳細に検討してきた「新しい」女王理解とそれへの批判は、以上の背景のもとに生じていたものだったのである。

¹³⁶ ウィリアムズは女王が死去した直後の下院と貴族院における議論、ならびに、いくつかの新聞のオピニオンを検討している。Williams, *op. cit.*, 134-145.

5章 「新しい」女王理解の動揺(2)——書簡集への批判、続刊の顛末、『ブリタニカ百科事典』の改版

1節 はじめに

前章で論じたように、1901年の段階ですでに、『タイムズ』による女王の見方には、無視できない対抗的な女王理解が出されていた。すなわち民衆的な活字媒体の一角においては、賢明で能動的な立憲君主という女王理解に対し強い異議申し立てが行われていた。また権威ある『国民伝記事典』においては、より抑制された筆致からではあるが、やはり賢明で能動的な立憲君主という女王理解に対して、大きな修正を迫る評伝が掲載されていたのである。

無論、その後、2章と3章で述べたように、『タイムズ』の理解は一定程度、補強されることになった。1902年に刊行された『ブリタニカ百科事典』(10版)の「ヴィクトリア女王」の項目は、『タイムズ』の評伝をほとんど引き継ぐ内容であった。さらに1907年には、エッセヤーが編集した、即位の時点から1861年までを扱う『ヴィクトリア女王書簡集』が刊行され、その反響には、賢明で能動的な立憲君主というエッセヤーが狙った女王理解を書簡集のなかに読み取るものが少なくなかったのである。

しかしこのような『タイムズ』の理解の補強も、決して十分なものではなかった。本章では1907年以降の数年間に検討対象を絞り、この間に『タイムズ』流の女王理解がイギリス社会に広がる上で直面した困難について確認しておくこととしたい。

2節 書簡集への反響(2)

まずその困難をうかがわせるのが、女王の書簡集への反響である。3章ではもっぱら好意的な書評のみを扱ったが、それで反響がすべてというわけではなかった。むしろこの書簡集からは、女王が立憲君主としてきわめて問題が多かったこ

とが浮かび上がると主張する議論も生まれていたのである。

たとえば自由党系の『ネイション』においては、書簡集の出版に寄せて、匿名の人物による「ヴィクトリア女王の外交政策」という論説が掲載された。それによると、女王は、この人物が理解する立憲主義の原則を心から支持していたわけではなかった。書簡集が示しているのは、女王が「単に非民主的であったのみならず反民主的だったということであり」、また、「女王は閣僚と議会と人民に責務を負っているという立憲的な考え」を女王が「不本意ながら受け入れたに過ぎない」ということであった。むしろ、この著者の言葉に従えば、女王は「勇敢で「風変わりなほど真面目で、誠実で、齒に衣を着せない女性」であるがゆえに、「立憲的な閣僚に対して君主の力を強調しようとする女王の試みは、その性質上、陰謀の際にまで傾いた」のである。「立憲的な」閣僚と女王との対立が最も顕著になったのは、著者の見方では、イタリア統一運動などヨーロッパの「自由主義勢力」に肩入れしようとしていたパーマストンとラッセルの外交政策に女王が頑強に抵抗したときであった。「二人の最も有能で最も手ごわい反対者が女王だった」のである。女王は「外部から与えられ、欧州諸国の同意によって固定された軛を投げ捨てる国民の権利」をまったく理解しなかった。このときには女王は事実上、「トーリーの、あるいは少なくとも、外交における反動的見解の唱導者もしくは擁護者」だったのである¹³⁷。著者によれば、女王は自らの考えを閣僚に強制することはなかったが、明らかに外交政策においては党派的な考えを有しており、またその考えを立憲主義の制約を超えて主張する危険性を秘めていたのである。

同様の女王批判は、やはり『ネイション』に掲載された、書簡集の書評¹³⁸にもうかがえる。評者は、グラッドストーン派の自由党政治家として活躍したエヴァズリー卿（ジョージ・ショウ＝ルフェーヴル）であった。エヴァズリーは、書簡集

¹³⁷ 'The Foreign Policy of Queen Victoria', *Nation*, 2 November 1907, 140-141.

¹³⁸ Eversley, 'The Letters of Queen Victoria', *Nation*, 2 November 1907, 154-155; 9 November 1907, 190; 16 November 1907, 243-244.

から得られる「結論」をこう述べる。その「結論」とは、レオポルド国王とストックマール男爵の影響によって女王とアルバート公は「ジョージ三世のときを除いては1688年の革命以来行使されなかった、あの不幸な記憶に彩られた国王の影響力なるものの一部を、少なくとも外交において回復しようと始終努めていた」ということであつた。その努力は、評者の理解からすれば、イギリス政府の外交政策の遂行に「混乱と無意味な遅れ」を持ちこむものでしかなかつた¹³⁹。

すなわち出版された書簡集は、女王がその在位期間にきわめて積極的に政治的影響力を行使しようとしたことを、エッセイの狙い通り、以前よりも説得的に示していた。またそのように試みる女王の政治的能力を決して見くびつてはならない、ということも多くの評者は了解していた。『ネイション』の表現を援用すれば、女王は実際に、パーマストーンやラッセルに対抗しうる、「最も有能で最も手ごわい反対者」だったのである。書簡集が刊行されてからは、女王の政治的影響力と能力はより真剣に捉えられるようになったと言えよう。

しかし、だからこそ、女王の政治への関与を非立憲的な重大な危険性をはらむものとして警戒する見方が強まりもしたのである。それまでも女王には、政治的な党派性を有していたのではないかという疑念がつけねにつきまっていた。グラッドストーンよりもディズレイリを寵愛し、アイルランド自治法案に強く反対していたことなどが、それなりに知られていたからである。書簡集は、1861年までに限つてではあるが、その女王と内政・外交との積極的な関係を以前よりもはるかに詳細に描き出し、『ネイション』のように、その女王の行動をきわめて党派的なものと——それゆえ非立憲的でもあると——理解する見方も強まってきたのである。1901年の段階では、女王による政治的な介入の実態を限定的にとらえる見方が、民衆的な活字媒体においても、『国民伝記事典』においてもうかがえる。女王は政治的に介入する意思も能力も持っていないか、あるいは意思はあつても実際の行使は困難であつたという見方が力を持っていたと言えよう。しかし書簡

¹³⁹ Ibid., 9 November 1907, 190; 16 November 1907, 243.

集が刊行されたのちは、むしろ、女王が強大な党派的影響力を行使した可能性に対して危惧の声を寄せるケースも出てきたのである。

3節 書簡集の頓挫

もともと、3章で述べたように書簡集に対しては好意的な評価も多かった。しかも、エッシャーが望んだように、女王による能動的な政治介入を、賢明で能動的な立憲君主のありかたとして評価する見方も十分に出されていた。この限りでは書簡集はたしかに、『タイムズ』や『ブリタニカ百科事典』の提示した女王理解を効果的に補強するものであった。しかし書簡集の刊行を通じて女王の「正しい」姿を広く知らしめるというエッシャーの展望は大きな頓挫を余儀なくされることになる。書簡集の続刊が長期にわたり出版されなかったのである。

そもそもエッシャーの本来の主たる狙いは、夫のアルバート公が死去した1861年までというよりは、むしろそれ以降の女王の姿を書簡で描くことにあった。エッシャーがベンソンに述べたように、最初の三巻に関する作業は「すべて、いつの日にか刊行される続刊——女王が一人のとき¹⁴⁰——への準備」でしかなかった¹⁴¹。夫が死去した1861年以降を扱う続刊でこそ、「独立性と自主性を示しはじめた」女王の姿が具体的に描き出されるはずであった¹⁴²。「アイルランド教会法案」、「カウンティ選挙権法案」への女王の「関与」の詳細も、これらの書簡により、さらに明確になるはずであった。しかしその書簡集の刊行は当面、中断された。1862年から1878年までを扱う、書簡の第二シリーズ（全三巻）は、やっと1926年に出版されるにすぎない。すでに編者も、高齢のエッシャー卿ではなかった¹⁴³。1879年から1901年の書簡を扱う第三シリーズは、1930年から1932年にかけてよ

¹⁴⁰ 「女王が一人のとき」は原文ではすべて大文字である。

¹⁴¹ Esher to A. C. Benson, 25 August 1905, Brett (ed.), *op. cit.*, vol. 2, 102.

¹⁴² Esher to Francis Knollys, 2 September 1905, *ibid.*, vol. 2, 106.

¹⁴³ George Earle Buckle (ed.), *The Letters of Queen Victoria, Second Series: A Selection from Her Majesty's Correspondence and Journal between the Years 1862 and 1878*, 2 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).

うやく刊行される。この出版は、すでにエッシャー卿が死去したのちのことであった¹⁴⁴。書簡集を刊行し、女王自身の「声」で賢明な立憲君主像を印象付けるというエッシャー卿の中心的な戦略は、不完全なまま頓挫したと言わざるをえない。

ではなぜ、書簡集の第二シリーズ以降は、エッシャー卿の手によって速やかに出版されなかったのだろうか。

その主たる理由のひとつはおそらく、アルバート公が死去したあとのヴィクトリア女王の生活を書簡集で明らかにすることを、エッシャー卿が躊躇したためと思われる。よく知られているように、アルバート公が死去した心理的な痛手を直接的な契機として、女王は公務から退くことが少なくなく、それが長期間、継続もした。スコットランド人侍従のジョン・ブラウンとのあいだに親密な関係があるのではないかと囁かれたのもこの時期である。つまりこの時期における女王の生活ぶりは、超人的な「美德」の塊ではないにせよ、多くの性格上の美質を兼ね備えるとともに、内政・外交に不断の注意を払い、政党政治を超越して国民的な利害のために最も適切なタイミングで的確な政治的介入を行った「賢明で能動的な立憲君主」であるというヴィクトリア神話に痛打を与える、非常に効果的な材料ともなりえたのである。実際、『国民伝記事典』のリーによれば、女王の権力が即位のときよりも掘り崩されてゆくひとつの重要な契機となったのが、この時期の女王の言動であった。

書簡集の続刊は、そのような解釈に勢いを与えかねないものであった。エッシャーの評伝を著したリーズ＝ミルンによれば、アルバート公が死没したあとの時期は、女王の政治的権限は明確に低下しており、また「ヒステリカルでいささか利己的」な女王の姿も浮かび上がっており、それゆえに、「国王のたつての望み」も受けて、この時期の書簡集を出版しないことをエッシャーは決断した。エドワ

¹⁴⁴ George Earle Buckle (ed.), *The Letters of Queen Victoria, Third Series: A Selection from Her Majesty's Correspondence and Journal between the Years 1886 and 1901*, 3 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).

ード七世その人を含む、女王の後半生の関係者の多くがなお生存していることも問題であった。そこで「少なくとも一代は」続刊の出版を延期することをエッシャーは国王に答申し、国王の是認を得たのである¹⁴⁵。

アルバート公が死去したあとの女王の書簡集を公にすることに対するエッシャーの懸念は、以下の材料からも推測することができる。1909年3月にエッシャーは王立協会で開いた「ヴィクトリア女王」と題する講演において、1861年からの「隠遁生活」こそ「女王の唯一の深刻な過ち」であったと述べている。すなわちこの時期に女王は「国家元首としてのご自身に対する様々な要求よりも、女性としての深い感情を優先させていた」¹⁴⁶。君主に要求される公務を遂行することよりも、夫を失った悲しみに浸ることを優先させていた、というわけである。この時期は女王の統治の中でも例外的なものであるというのが講演の趣旨ではあったが、アルバートが死去したあとの十数年における女王の生活の詳細を書簡集で明らかにすることにエッシャーが強い懸念を抱いていたであろうことは、ここからも読み取れよう。

したがって1861年以降の女王の書簡は長期間、出版されなかった。エッシャー卿は1912年には女王の新しい一次資料を出版するが、それは在位中の女王の姿に光を当てるものではまったくなかった。それは女王の少女時代の日記だったのである¹⁴⁷。なるほど、1861年以降の書簡集は刊行されず、「賢明で能動的な立憲君主」との女王理解に決定的なダメージは与えられなかったかもしれない。しかし、エッシャーの当初の目論見ではその女王理解を強く支えるはずの実証的根拠もまた、出版されなかったのである。「賢明で能動的な立憲君主」というヴィクトリア女王理解を女王自身の書簡から支えようとする基本的な戦略は、はなはだ不徹底なまま中断状況に入ってしまったのである。

¹⁴⁵ Lees-Milne, *op.cit.*, 178.

¹⁴⁶ Esher, 'Queen Victoria's Journals: Some Unpublished Extracts', *The Times*, 6 March 1909, 8.

¹⁴⁷ Esher (ed.), *The Girlhood of Queen Victoria: A Selection from Her Majesty's Diaries between the Years 1832 and 1840*, 2 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).

4節 『ブリタニカ百科事典』(11版)における女王の項目

書簡集に対して厳しい書評も現れ、さらに書簡集の続刊が出版される見通しがまったく立たないうちに、権威ある女王の解釈へも一定の修正が加えられることになった。『ブリタニカ百科事典』における「ヴィクトリア女王」の項目が改訂されたのである。

『タイムズ』のオビチュアリを大幅に流用した「ヴィクトリア女王」の項目が登場したのは、1902年に刊行された10版においてであった。しかし1910年から『ブリタニカ百科事典』の11版が出版されはじめ、1911年には「ヴィクトリア女王」の項目を含む第28巻が刊行される。その「ヴィクトリア女王」の項目¹⁴⁸は、基本的には10版の記述を引き継ぐものであったが、一定の修正もまた加えられていた。分量からすれば、さほど大きなものではない。しかし女王の生涯の解釈という観点からすれば、無視できない変更が随所に加えられていたのである。

なお11版における「ヴィクトリア女王」の項目は、その最後に「H. Ch.」と署名がある。この項目が収められた『ブリタニカ百科事典』第28巻の執筆者紹介によれば、「H. Ch.」は、『ブリタニカ百科事典』11版の統括編集者ヒュー・チジャム Hugh Chisholm である。執筆者紹介のところでチジャムが「ヴィクトリア女王」の項目を執筆したことが明記されているので、少なくとも11版に関するかぎり、執筆者は彼だと考えてよいだろう¹⁴⁹。

ではどこが変更になったのか。本稿では10版の記述の特色としてあげたところを中心に検討したい。まず注目されるのが、ヴィクトリア女王が賢明な君主として積極的に政治に介入したとされる事例の評価に関する記述である。これらの記

¹⁴⁸ H. Ch., 'Victoria', *Encyclopaedia Britannica*, 11th ed., vol. 28 (Cambridge: Cambridge University Press, 1911), 28-37.

¹⁴⁹ チジャムは『ブリタニカ百科事典』10版の副編集者であったが、同版における「ヴィクトリア女王」の項目には執筆者の署名がなく、同項目の執筆にチジャムが関与したか否かは不明である。なお『ブリタニカ百科事典』の副編集者に就任する以前、チジャムはジャーナリストとして保守系の『セント・ジェイムズ・ガゼット』で反グラッドストンの論陣を張っていた。Nigel Hamilton, 'Hugh Chisholm', *Oxford Dictionary of National Biography*, vol. 11 (Oxford: Oxford University Press, 2004), 488-490.

述はほとんどそのまま、10版のものを踏襲しているが、わずかではあるけれども無視できない変更が記述に加えられているのである。

たとえばパーマストンが外相を辞任した経緯についての記述を見てみよう。10版では「首相は当然ながら不快に思い、女王は正当に憤激し、パーマストンは不名誉なまま退場した」という文言があった（力点は引用者）。女王側の心理や主張に大いに肩入れした表現と言ってよいだろう。しかし11版では、この文章は完全に削除された。かわりにパーマストンによるルイ・ナポレオンのクー・デタ追認は「首相にとっても限度を超えたものであり [...]、パーマストンは職を辞した」という文章が挿入された¹⁵⁰。こちらの文章はより散文的であるだけでなく、女王に関する言及を外していることが注目される。パーマストンの辞職は本質的には首相の判断によるものであったことを滲ませた記述になっているのである。

この一件については以下の記述変更も見逃せない。10版では、1852年にパーマストンが外相辞任に追い込まれるに至るまでの女王とパーマストンとの確執の事実関係は、「女王の立憲的な地位と権威に関する女王のきわめて正当な理解」を示すものに他ならなかったと、『タイムズ』の文章を用いつつ強調されていた（力点は引用者）。しかし11版ではこの部分は以下のように修正されている。「女王の立憲的な地位と権威に関する女王の理解」¹⁵¹——すなわち「きわめて正当な」という形容句が全面的に削除されているのである。女王側の理解こそが正当という価値判断は撤回され、『ブリタニカ百科事典』の記述はより中立的な外見をもつようになったのである。

1869年の「アイルランド教会法案」の貴族院通過に対する女王の貢献とその評価も、より控えめな記述に書き改められていた。女王が、両院間の対立が国民の宗教的な対立を促すことを懸念していたこと、女王が書簡によってカンタベリ大主教に対してグラッドストンと会合するように「命じた」こと、両者の書簡は女

¹⁵⁰ H. Ch., *op. cit.*, 33.

¹⁵¹ *Ibid.*, 32.

王の「政治的な賢明さと高邁な宗教性」を明らかにしていること——以上の10版の記述はすべて11版では削除されていた。この件が女王の「内政に対する注意深く能動的な関心」を示すという全体的な評価は残されたものの、女王側の関与の積極性の認定や、その関与の評価については微妙ながら後退がうかがえる記述になっているのである¹⁵²。

以上のように、個別的な事例における女王の関与についての記述には、分量的には少ないが、けっして無視できない修正が加えられていた。しかも、項目「ヴィクトリア女王」の最後に置かれた女王への総括的な評価の部分は、10版の記述が大幅に削除されていた。

10版では総括部分には以下のような記述が含まれていた。まず女王は、通念とは逆に政治に対して強い関心を抱き、実際に政治に関与もしていた。「自分の内向きの関心事に対して干渉されれば別だが、そうでないかぎり、公務にはまったく無関心でいられる——女王は、こうした自己満足的な傾向をもつ女性ではまったくなかった。女王は、閣僚が助言したことは、なんら検討を加えずにすべて実行し、あらゆる責任を回避して自らの平穏な生活を確保したのである——などと考えると、女王の知性と、感受性豊かな気質を完全に見誤ることになる。さらには巨大な結果の原因をきわめて些細な原因に帰することになってしまう。」したがって女王は閣僚からの助言を精査した。「このように行動することによって、女王は政治家を叱咤激励し、公的な道德心を向上させ、現代における立憲的な統治者の行動指針を作り上げたのである。」(力点は引用者)¹⁵³ 10版の総括部分を続けよう。上述のような関心をもって女王はイギリスの国家政策を注視しつづけたのであり、しかも、その「性格」をもって王室の安定化にも貢献した。「64年近い間、女王は、国家政策の発展を注視してきた。当初は遠慮がちにであったが、のちには、ますます成熟してゆく経験をもとに注視していった。また、統治の

¹⁵² Ibid., 34.

¹⁵³ 'Victoria, Queen', *op. cit.*, 684.

全期間を通じて、この注視の背後には、洞察力と、共感と、真摯な愛国心があったのである。女王が即位したさいの欧州の状況はきわめて不安定であった。しばらく年月が経過すると欧州には動乱と混乱が生じ、各国の王朝は転覆され、支配者は亡命先を求めて自国を脱出しなければならなかった。この困難な時代にイギリスの王座が無傷で生き残り、それどころか威信を高めさせた原因は、少なからず、王座を占める人物の性格にあったのである。」¹⁵⁴

このように『ブリタニカ百科事典』の10版は、女王と政治との関係を詳細に強調し、「現代における立憲的な統治者の行動指針を作り上げた」と女王の統治者としての業績を総括し、女王が国家政策を注視するとともに君主制の安定自体にも大いに貢献したと論じていた。

ところが11版では、以上の統括部分の記述のうち、カッコで括った引用部分がすべて削除されたのである。その他に、総括部分では、「女王は、のちには次第に帝国人民の母となり、民主的な帝国の全ての部分を結び付けるリンクとなった」という10版の文章のうち、「人民の母となり」という部分も消え去っていた（この点は、後述するように、除幕式の『タイムズ』の報道を考察する上で参考になる）¹⁵⁵。削除された部分は、総括部分の文章の半分近くに達していた¹⁵⁶。たしかに、それに代わって、上述した部分を否定する文言が追加されたわけではない。また事典項目全体を見渡せば、女王に関して11版が10版と正反対な評価を下しているというわけでもない。たとえば11版の「ヴィクトリア女王」の項目は、首相ではなく女王側に「最終的な決定」を行う権限があるというディズレーリの立憲君主の考え方にシンパシーを示していた¹⁵⁷。ヴィクトリア時代の末期に女王

¹⁵⁴ Ibid., 684.

¹⁵⁵ 'Victoria, Queen', *op. cit.*, 684; H. Ch., *op. cit.*, 37.

¹⁵⁶ H. Ch., *op. cit.*, 36-37.

¹⁵⁷ 「女王は国家における権力の一部であるべき」であり、首相は女王に「最善の助言」を行う義務があるが、「どのような場合であっても最終的な決定を行うのは女王であって、首相は、自分自身の意見がどのようなものであれ、公的には女王の側に立つ義務を持つ」という見方こそが、「君主の立憲的な機能に関するひとつの正当な考え方」なのである。Ibid., 34.

のさまざまな影響力が低下したという議論にも、『ブリタニカ百科事典』の11版はまったく与していない。「外交問題や帝国問題が生じた際には、また深刻な議会運営上の困難が生じた際には、女王の家系が海外でもつ影響力と、政党を超越しているという国内の女王の地位が、女王の性格、良識、そして経験に対する正当な尊敬ともあいまって、国政の重要な一要素であり続けたのである。」¹⁵⁸ しかし、総括部分の記述が大幅に削られることにより、賢明な立憲君主としてイギリスの内政および外交に的確な介入を行い、王室それ自体の安定化をももたらした女王ヴィクトリアという印象は、読者においては、確実に弱められることになったと言ってよいだろう。なお『タイムズ』のオビチュアリへの言及も、11版では弱められている。11版の最後にも、項目執筆の参考資料として『タイムズ』のオビチュアリがあげられているが、「そこから本稿はいくつかの文章を借用した」と述べられるにとどまっていた¹⁵⁹。『タイムズ』のオビチュアリから以前よりも距離をとる姿勢に転じたともとれる記述である。

このように『ブリタニカ百科事典』においては、新しい11版の登場とともに、女王は積極的に統治に関与することによって立憲的な機能を十二分に果たしたという10版の基本的な主張が相当にトーン・ダウンしていた。書簡集への手厳しい評価が出現し、書簡集の続刊の出版が頓挫したうえ、『タイムズ』のヴィクトリア女王理解を明確に引き継いでいた『ブリタニカ百科事典』においても、女王評価の希釈化が進んでいたのである¹⁶⁰。

¹⁵⁸ Ibid., 34.

¹⁵⁹ Ibid., 37.

¹⁶⁰ 10版から11版への変更のうちもう一点、確認しておきたいのは、ストックマール男爵が結婚前のアルバートに対して行った教育などに関する10版の記述が大幅に削除されていることである。その結果、ストックマール男爵が、アルバート公を媒介にして、女王自身に影響を与えていたという印象が11版では薄れる結果になっている。'Victoria, Queen', *op. cit.*, 672-673; H. Ch., *op. cit.*, 30-31.

6章 「新しい」女王理解の「後退」——ナショナル・メモリアル除幕式

1節 ナショナル・メモリアルの除幕式

さて、1章でくわしく述べたヴィクトリア女王のナショナル・メモリアルだが、その除幕式が盛大に行われたのは1911年5月16日である。それは、女王に関する公的で大規模な国家儀式の最後と言ってよいものであった。それゆえ、ヴィクトリア女王の理解を社会的に生産し、また共有してゆくうえでも、無視できない重みを持っていたと言ってよいだろう。

しかし女王が死去し、ナショナル・メモリアルの計画が速やかに動き始めてから、実際に除幕式が行われるまでには、ほぼ10年の年月が経過していた。その間には、本稿で述べてきたように、イギリス社会では女王の伝記的な評価が進み、それをめぐる意見の葛藤も浮上してきていたのである。では、実際には除幕式においては女王の理解はどのように提示され（その少なからずはすでに1章で示してあるが）、またこの女王の理解は、伝記的評価の進展という文脈においたときに、どのように把握できるだろうか。本章ではこの問題を検討してみることとしたい。

まず本節では除幕式の概略について示しておこう。ロンドンのバッキンガム宮殿前で除幕式が執り行われたのは1911年5月16日のことである。すでにエドワード七世は前年の5月に死去しており、除幕式の主役を務めたのは新国王のジョージ五世であった。除幕式は、女王の孫であるドイツ皇帝ヴィルヘルム二世を主要なゲストとして執り行われた。式典は、カンタベリー大主教とロンドン主教による祈祷で開始し、メモリアル委員会を代表してエッシャーが式辞を読み上げたあと、国王による答辞があった。国王が女王の彫像を除幕したのち、祝砲が鳴り、ブラスバンドによる国歌演奏がなされ、最後に近衛連隊のパレードが行われた。メモリアルの周囲に多数の椅子が配備されてゲスト席が設けられたほか、周囲の

グリーン・パークなどには多数の一般からの見物人が押し寄せたという¹⁶¹。

2節 「帝国の母」の強調

ではこの除幕式を通じて、女王はどのような君主として提示されていたのだろうか。

すでに1章で示唆したように、除幕式とその報道を通じて打ち出された女王の基本的な理解は、いわば「伝統的な」それであった。すなわち、19世紀の末には確立していた「帝国の母」としての女王が改めて強調されていたのである。

まず、1章ですでに詳しく論じたように、女王の坐像と、坐像を中心とした彫像群や、それらと一体化した噴水池などはいずれも、女王を帝国の支配者として印象深く示していた。同時にこれらは、女王を輝くばかりの美德の塊として提示し、その美德の中でもとくに「母性」を強調していた。またメモリアルとしての彫像や建築物がこれらの意味を有していることは、除幕式の前から、大衆的なグラフィックなどで写真や図とともに、詳細に、また印象深く報道されていたのである。

除幕式当日における国王らの言説も、女王をもつばら「帝国の母」として捉えるものであった。まず、エッシャーの式辞も、国王の答辞も、ナショナル・メモリアルが帝国統合の象徴であるということを強調していた。すなわちエッシャーの式辞は、「国王陛下の自治領と植民地はその隅々に至るまで、私たちが管理を委託された基金に募金をしてくださいました」と述べ、ナショナル・メモリアルは「帝国を結びつける連帯の絆であり、王座に対する献身の明確な印」であると主張していた。国王の答辞も、「世界中の臣民が」メモリアルを設立したこと、また「自治領と植民地が」「地球上の隅々から女王の記憶を顕彰するために結集した」ことを強調していた¹⁶²。ナショナル・メモリアルへの募金が自治領や植民地に広く呼びかけられて進められてきたという経緯もあって、エッシャーの式辞

¹⁶¹ 'The Queen Victoria Memorial: Unveiling by the King', *The Times*, 17 May 1911, 11-12.

¹⁶² *Ibid.*, 12.

も、国王による答辞も、メモリアルを帝国統合の象徴と位置づけることに主眼を置いていたのである¹⁶³。

したがってエッシャーの式辞や国王の答辞においても、女王についてまず想起されていたのは、女王が広大な帝国の長だったということであった。エッシャーは女王を「名譽ある君主であり、輝かしい帝国支配者」と表現し、女王が帝国の長であったことに人々の注意を改めて向けさせた。国王も、「女王のシンプルな美德が諸国民の心を癒した」と、「帝国の母」としての女王の記憶を語った。「幾千幾万にも及ぶ、これほど多くの人々をこれほど長きにわたって統治した君主は、歴史上かつて無かった」のである¹⁶⁴。

以上の国王の答辞にも影響されて、除幕式の報道においても、女王は「帝国の母」としてもっぱら語られることとなった。女王の坐像や彫像群などが詳細に報道され、その報道において女王の「母性」が強調され、帝国の長としての女王にも注意が促されていたことは1章で述べた通りである。さらに「幾千幾万にも及ぶ、これほど多くの人々をこれほど長きにわたって統治した君主は、歴史上かつて無かった」というフレーズが早速、『イラストレーティッド・ロンドン・ニューズ』における記事の見出しに使われる¹⁶⁵ など、女王を帝国の長とする式典の言説も記事に流用されていったのである。

このように女王を「帝国の母」とする報道の一部を形成していたのが『タイムズ』の社説である。社説は「イギリス帝国の拡大と統合」に対する女王の貢献をこう述べる。「[...] 女王自身のパーソナリティと優しい心、そして、無数の地域に住む臣民たちの福祉や幸福に影響することがら全てに女王が示したあの深く人間的で女性的な気遣いが、この結果〔イギリス帝国の拡大や統合〕に大いに貢

¹⁶³ ただし、ナショナル・メモリアルが実際にどこまで帝国を統合する有効な象徴になりえたのかについては下記を参照のこと。光永、「われらが女王を追悼する」、前掲論文、241-243頁。Smith, *op. cit.*, 31-36.

¹⁶⁴ 'The Queen Victoria Memorial: Unveiling by the King', *op. cit.*, 12.

¹⁶⁵ "No Sovereign in History Reigned So Long over So Many Millions of Mankind", *Illustrated London News*, 20 May 1911, 726.

献したことは間違いない。ヴィクトリア女王は、彼女の臣民すべてにとっての眞の母親だったのである。」¹⁶⁶ (力点は引用者) 女王の「母性」が帝国の発展に貢献したことを端的に強調する評価である。

以上のように除幕式とその報道において、間違いなく支配的であったのは、ヴィクトリア女王を「帝国の母」として捉え得る見方であった。19世紀末には確立していたような、「伝統的」とも言える女王理解が、再度、きわめて強く打ち出されていたのである。

3節 「新しい」女王理解の「後退」

無論、このような女王理解が強く打ち出されていたことは、一面においては十分に腑に落ちることである。除幕式は公的、儀礼的な場であり、それゆえ、女王についてはその美徳を単純に寿ぐだけになりやすい。しかもメモリアル彫像は死後の直後から準備されており、女王が死去した前後の女王に対する通念がしばしばそのまま彫刻の「かたち」にも投影されていた。該当人物の「美徳」を具象化する新彫刻の手法も、また彫像の制作者が先行作品の吸収に長けていたブロックであったことも、女王に関する旧来の通念をメモリアルに持ち込むことに貢献した。彫像は1901年前後の女王に関する一般的なイメージを身にまとい、そのまま1911年に出現したとも言える。こうした面に注目すれば、「帝国の母」という女王理解が再生産されたことも不思議ではない。

しかし除幕式は、制作されていた彫像を単に披露するだけの場ではない。そこでは改めて女王の生涯が振り返られる。一般に世紀転換期のイギリスで著名人の公的なメモリアルの除幕式を行う際には、来賓らによるスピーチなどのかたちで、あるいは除幕式を報道する新聞や雑誌の記事の中で、その人物の伝記的な回顧がなされるのが通例であった。たとえば1905年にロンドンでグラッドストンの彫像が除幕されときには、浩瀚なグラッドストン伝を刊行した自由党議員のジョ

¹⁶⁶ 'Queen Victoria Memorial', *The Times*, 17 May 1911, 9.

ン・モーリーが元首相を回顧するスピーチを行っていたのである¹⁶⁷。ヴィクトリア女王の場合もその例外ではなかった。ささやかで簡潔であるとはいえ、エッシャーの式辞や国王の答辞は、女王の生涯を回顧し総括するものであった。また『タイムズ』も、その報道において、女王の生涯を振り返っている。これらの言説は、きわめて短いものとは言え、本質的には評伝と言えよう。しかも、エッシャーと『タイムズ』は、女王が死去したあとにその正統的な伝記的解釈を確立しようとしてきた主体にほかならない。だがそのエッシャーや『タイムズ』が、彼ら自身が押し進めていた女王理解を、この機会に十分には打ち出していないのである。

「十分には打ち出していない」ことを以下、少し立ち入って確認しておこう。まずエッシャー自身であるが、書簡集の刊行までの彼のヴィクトリア女王認識についてはすでに述べた。しかし書簡集を刊行したのちも、その女王認識が根本から変化したとは思えない。たとえば1909年に彼が王立協会で行った女王に関する講演を見てみよう。そこでは、以前と同様、女王の主体的な政治への関与が立憲主義の原則に積極的に叶い、かつ有益であったと評価されている。すなわち、エッシャーによれば、たしかに「立憲君主制」こそが、イギリスの政治システムであった。しかし「立憲君主制」においては「多数派の意思が決定的な要因となっている」ものの、実際には多数派の意思は「君主という人物を通じてセットされ、あるいはリセットされており、君主の感覚による間接的な指導にも従うもの」にほかならなかった。同じ講演の中でエッシャーはこうも述べている。レオポルド国王、ストックマール男爵、アルバート公、そして女王が有していた「立憲君主制」の理解とは以下のものである。「[...] 立憲君主制は、国事を専門家の集中にゆだねるという危険性に陥りやすく、そのような危険性に対しては、国王による統制と批判は最も有効な抑制策になる。」女王らの見解とはしているが、エッシャー自身がそれに共鳴していると考えてよいであろう¹⁶⁸。

¹⁶⁷ 'The National Memorial to Mr. Gladstone', *The Times*, 6 November 1905, 4.

¹⁶⁸ Esher, 'Queen Victoria's Journals', *op. cit.*, 8.

除幕式は、このようなエッシャー自身の女王観を、公の場で打ち出す好機だったはずである。しかし除幕式におけるエッシャー自身の式辞は、この「立憲君主」としての女王にはまったく言及しないものであった。すなわちエッシャーの式辞の実質的な部分は、エドワード七世の死去を悼み、帝国からの募金に感謝の念を示し、メモリアルを「帝国連帯の絆」と位置づけることに限られていたのである¹⁶⁹。

では、国王による答辞はどうか。この答辞においては、立憲君主としての女王については短く一か所で触れられたのみであった。「女王の生涯はきわめて重要な公務の遂行に捧げられた。女王の権威は、立憲的な慣習と伝統に対する真摯な敬意を保ちつつ、あらゆる機会において行使された。」¹⁷⁰ ごく一般的に「権威」の行使が、しかも憲法の枠内で行われたことを強調しつつ、手短かに言及されているにすぎない。エッシャーが関与したと考えられる国王の答辞¹⁷¹においても、「賢明で能動的な立憲君主」としての女王理解は、積極的に打ち出されたとはおよそ言い難かったのである。

「立憲君主」としての女王理解に最も詳しく紙幅を割いたのは、除幕式を報道する『タイムズ』の社説である。すなわち『タイムズ』は、ヴィクトリア女王は、憲法の範囲内で「公的政策に影響力」を及ぼした君主であったと論じた。「国家という船を荒海の中で操縦しなければならなかったとき、閣僚らが頼ることができたのは、女王の忠実な支持だけではなかった。女王からの賢明な助言も、それが憲法の定めた限度内において示された場合には、頼りにすることができたので

¹⁶⁹ 'The Queen Victoria Memorial: Unveiling by the King', *op. cit.*, 12.

¹⁷⁰ *Ibid.*

¹⁷¹ スミスは、典拠は示していないが、答辞はエッシャーが書いたと述べている。Smith, *op. cit.*, 31. また実際、誰が最初に草稿を書いたにせよ、除幕式までにエッシャーが精査していることは間違いない。なおエッシャーは1911年4月23日付の日誌に、国王に対して読む「式辞」は作文したと記している。「[ナショナル・]メモリアルの除幕の際に私たちが国王に対して読みあげなければならない式辞を今朝、少々苦心しながら作文した。」Oliver, Viscount Esher (ed.), *Journals and Letters of Reginald Viscount Esher*, vol. 3 (London: Ivor Nicholson and Watson, 1938), 50-51.

ある。したがって、アイルランド国教会の解体やカウンティ選挙権問題の解決の場合のように、緊張が高まったときにおいては、争いごとを緩和するうえで女王の影響力が果たした役割はかくも大きかったのである。」¹⁷² 女王の立憲君主としての「助言」や「影響力」を積極的に評価し、その代表的な事例として「アイルランド教会法案」と「カウンティ選挙権法案」への女王の関与をあげる、という意味で、この社説は、『タイムズ』のオビチュアリが切り開いた、賢明な立憲君主としての女王理解を確かに引き継ぐものであった。

だがこの『タイムズ』の主張は、「賢明で能動的な立憲君主」との女王理解を、きわめて強く打ち出しているものとまでは言い難い。第一に、前述したように社説は、女王は帝国臣民の「真の母」であったという見方を前面に出していた。第二に『タイムズ』の社説は、女王の「助言」や「影響力」が「憲法」のきわめて厳しい制約内にあったことを注意深く重ねて強調している。すなわち社説によれば、そもそも女王を「偉大な君主」とした主たる要因のひとつは、「憲法に対する女王の揺るぎなく、思慮深い忠誠」であった。したがって「公的政策への女王の影響力は巨大であったが、けっして恣意的でも、放埒でもなかったし、少しでも非立憲的であるところはまったくなかったのである。」¹⁷³ 女王の「助言」や「影響力」を積極的に評価しうるのは、どの観点からみても明確に憲法の枠内にある場合に限る、という限定を『タイムズ』は強調していたのである。

そして第三に、『タイムズ』の社説は、『ブリタニカ百科事典』の11版を参照しつつ書かれた可能性がある。社説はその最後において「女王の評伝の一つ」の文章を以下のように引用した。「実際、女王の評伝の一つが巧みに述べているように、「女王の公私にわたる生活のすべては」、「性格というものがもつ揺るぎない重要性を示している…女王はその後年においては次第に、民主的な帝国の全ての部分を結び付けるリンクとなったのであり、帝国市民は、敬愛する女王に強

¹⁷² 'The Queen Victoria Memorial', *op. cit.*, 9.

¹⁷³ *Ibid.*

い忠誠心を抱いたのである。」¹⁷⁴社説は「評伝の一つ」としか述べていないが、引用文は『ブリタニカ百科事典』の女王の記述のうち、総括部分に出てくる文章に類似している¹⁷⁵。正確に言えば、10版の文章には類似しており、11版の文章とはまったく同一である。すなわち、本稿ですでに述べたように、10版には「女王はその後年においては次第に帝国人民の母となり、民主的な帝国の全ての部分を結びつけるリンクとなった」という文言があった。だが11版ではこの部分のうち、「帝国人民の母となり」という部分が削除されていた。『タイムズ』が引用している「評伝」の文章も、「帝国の人民の母となり」という文章が欠落している。つまり、この両者のうちで言えば、11版の文章と同一なのである。したがって、『タイムズ』の社説で引用されている文章は、『ブリタニカ百科事典』の11版のものである可能性が十分にある¹⁷⁶。もしそうだとすれば、同社説は、「新しい」女王理解をトーン・ダウンさせた資料を参照しつつ執筆されたことになる。

以上のように除幕式における女王の伝記的解釈においても、「新しい」女王理解はごく控えめにしか打ち出されていなかった。「賢明で能動的な立憲君主」という女王理解を中心になって進めてきたエッセジャー卿も、『タイムズ』も、この機会にその見方をきわめて積極的に提示するまでには至らなかったのである。「新しい」ヴィクトリア女王理解は、除幕式の言説においては、後景に退いていたと言わざるをえない。

4節 「後退」の理由

ではなぜ、「賢明で能動的な立憲君主」との女王理解は、除幕式の段階で強くは打ち出されなかったのだろうか。

¹⁷⁴ 'The Queen Victoria Memorial', *op. cit.*, 9. なお引用箇所「…」は、『タイムズ』の社説自体においても「…」と示されている。

¹⁷⁵ なお『タイムズ』が1901年1月に出版した女王のオビチュアリには、引用されている文章は見当たらない。

¹⁷⁶ ただし『ブリタニカ百科事典』11版の当該巻(28巻)が1911年の何月に出版されたのかを筆者は確認できなかった。

まず明らかに指摘しなくてはならないのは、『タイムズ』のオビチュアりに端を発する、「賢明で能動的な立憲君主」との「新しい」ヴィクトリア女王理解は、本稿で述べてきたように、20世紀初頭のイギリス社会において必ずしも十分な支持を得るには至っていなかった、ということである。それは『レイノルジズ』や『レイバー・リーダー』など、共和主義的ないし社会主義的な活字媒体から強い批判を浴びていた。さらに『国民伝記事典』からは対抗的な女王解釈を提起され、のちにはリベラル系の『ネイション』からも厳しく批判されていたのである。すなわち「賢明で能動的な立憲君主」というヴィクトリア女王の理解は、明らかに、国民の中で十分な合意を得ていなかった。それは、たとえば「帝国の母」という女王理解に比べると、国民を政治的・党派的にはるかに深く分断する可能性を秘めていたのである。「ナショナル・メモリアル」は本来、国民全体の統合を大義名分としていた。たとえば国王自身も「答辞」の中で、「二大政党」の代表者たちが一致協力してメモリアルの準備を進めてきたことを強調していた¹⁷⁷。メモリアルは党派性をこえた国民統一の象徴になるべきであり、その観点からすれば「新しい」女王理解をここでわざわざ強く打ち出す必要はなかったと言うべきだろう。

次に、1911年前後の政治情勢を考慮に入れるべきだろう。良く知られているように、当時は自由党政権による「人民予算」の提出を契機としたいわゆる「憲政危機」の只中であつた。女王のメモリアルの除幕式が行われたのは、貴族院の拒否権を制限する自由党の法案が下院を通過した1911年5月15日のまさに翌日であつた。貴族院という憲政における世襲的部分の政治的権限への大幅な制限が決定的に進んだときに除幕式は行われていたのである。

しかもこの貴族院の政治的権限の制限は、国王のその制約と表裏一体で進んでいた。この点を理解するためには、「憲政危機」の経緯を前年から振り返る必要がある。新国王ジョージ五世は前年の1910年11月、総選挙に自由党が勝利した

¹⁷⁷ The Queen Victoria Memorial: Unveiling by the King', *op. cit.*, 12.

暁には国王大権で一代貴族を創出することを首相アスキスに確約させられていた。国王はその言質を与えたくなかったのだが、アスキスらがバッキンガム宮殿で国王と面談し、「脅しに満ちた議論」によって国王を屈伏させたのである¹⁷⁸。したがって除幕式は、国王は自由党が進める民主的な政治の僕になるべきだという議論がそれまで以上に広がるなかで行われていた。この点を明確に指摘したのが、除幕式を報道した『ネイション』の記事である。それは国王による一代貴族の創出に言及し、今や「発展する民主主義」は「国王らを自分の利益のために使うようになった」と、主客の逆転を宣言したのである¹⁷⁹。クーンが言うように、エッシャーの君主観は、自由党が憲政に大きな変更を迫ろうとしたときに、むしろ憲政の世襲的、非民主的な部分における伝統的な権力の保持を目指したという意味で「保守的な」ものであった¹⁸⁰。エッシャーらの女王理解は、時代との齟齬をきたしていったと考えてよいだろう。

あわせて指摘しておけば、王室による独自の外交政策の模索も、除幕式のときまでには、以前より一層、時代遅れとなっていた。そのことを端的に示したのが、ナショナル・メモリアルの除幕式の舞台裏で進められていた、王室外交の封じ込めである。前述したように除幕式の主賓はドイツ皇帝のヴィルヘルム二世であった。ヴィルヘルムとエドワード五世は良好な個人的関係を築き上げていたが、この除幕式を契機として英独関係が王室外交を通じて発展することはなかった。イギリス外務省がヴィルヘルム二世の訪問は「家族的で非政治的な性格が強調されるべき」だとジョージ五世側に事前に釘をさし、ジョージ五世もヴィルヘルム二世に対して、訪問を「私的な」ものにするよう念を押していたからである。この除幕式はむしろ、対独外交におけるイギリス王室の影響力が無視できるものにな

¹⁷⁸ Kenneth Rose, *King George V* (London: Wridenfeld and Nicholson, 1983), 120-121.

¹⁷⁹ 'The Modern King', *Nation*, 20 May 1911, 281-282. この件に限らず、内政における国王の権力はヴィクトリア女王が死去してから以前にもまして制約されるようになっていた。たとえば女王が死去してからは大臣の任命に拒否権を行使しえた国王は一人もいなかった。Bogdanor, *op. cit.*, 34. [ボグダナー、前掲書、44頁]

¹⁸⁰ Kuhn, *Democratic Royalism, op. cit.*, 77-78.

っていたことを如実に示したのであった¹⁸¹。

したがって1911年前後の政治情勢からしても、「賢明で指導力に富む立憲君主」としてのヴィクトリア女王の理解は、積極的には提示しにくくなっていたと考えられるべきであろう。ヴィクトリア女王が死去したのちに『タイムズ』で提起された「賢明で能動的な立憲君主」というヴィクトリア女王の理解は、20世紀初頭に盤石の支持を得るには至らなかった。それどころか1911年までには、政治情勢の進展もあって、大きくその説得力を減じることになった。ヴィクトリア女王の除幕式が、「帝国の母」としての女王の礼賛に終始したのは、『タイムズ』のオビチュアリが提起した「新しい」女王像が揺らいでいたことにその一因があった。その意味では、ナショナル・メモリアルの除幕式は、「帝国の母」という女王理解の根強さというよりは、「賢明で能動的な立憲君主」という「新しい」女王理解の脆弱さをむしろ示していたのである。

結びにかえて

最後に本稿で確認したことを振り返っておきたい。1章で示したように、女王を「帝国の母」とする「伝統的な」理解は、20世紀の初頭においても引き続き無視できない広がりを持っていた。すなわち、実際の政治に具体的に関与することは少なかった一方で、輝くばかりの美德の持主であり、とくにその「母性」によってイギリスおよび帝国の臣民を愛するとともに、臣民から愛された君主として女王を理解する見方がそれである。この見方は19世紀末までにはイギリスで広く流布していたが、20世紀初頭においても生命力を失っていなかった。その女王理解はナショナル・メモリアル設立を推進する過程で繰り返し言及されるとともに、メモリアル彫像に具体的に投影され、またその彫像が詳しく報道されもした

¹⁸¹ Roderick R. McLean, 'Kaiser Wilhelm II and the British Royal Family: Anglo-German Dynastic Relations in Political Context, 1890-1914', *History*, 86 (2001), 492, 502.

のである(以上1章)。

しかし2章以降で示したように、20世紀の初頭には、活字媒体における評伝類によって、女王の人物像や政治との具体的な関係は、はるかに多面的に、また詳細に描き出されるようになった。この潮流の中から生まれた、最も代表的な女王理解が、『タイムズ』の女王のオビチュアリが提示した、「賢明で能動的な立憲君主」というものであった。すなわち立憲君主の政治的権力を比較的幅広く捉えたうえで、女王がこの権力を賢明に、また積極的に行使し、それがイギリスの内政や外交に対して有益な結果をもたらしたことを強調する見方である。この「新しい」女王像は、『ブリタニカ百科事典』百科事典(10版、1902)にほとんどそのまま引き継がれ、エッセナーが編集した女王の書簡集(第一シリーズ、1907)で資料的に補強された。またこの書簡集への好意的な書評からもうかがえるように、イギリス社会における女王の有力な理解のひとつにはなつてゆくのである(以上2章および3章)。

だが「新しい」女王理解はけっして盤石ではなかった。それは1901年の段階ですでに、共和主義者や社会主義者たちから、そして『国民伝記事典』で女王の項目を執筆したシドニー・リーから、深刻な挑戦を受けていた。すなわち彼らは、立憲君主が正当に行使できる権力を比較的狭くとらえた。その上で、女王はまったく能動的には政治に関与しなかった、あるいは、主観的には能動的に関与しなかったが、女王自身の能力的な問題もあって、有意義な関与はきわめて困難であった、という議論を展開したのである。彼らの議論の中では比較的従属的なものではあったが、女王が実際に政治に関与した場合には、その関与を党派的で非立憲的なものととらえる見方も生まれていた(以上4章)。

1901年以降も、「新しい」女王理解がイギリス社会に十分に定着したとは言い難い。まず、女王の書簡集が刊行されると、書簡集が示す女王による政治的な介入は党派的であつて非立憲主義に傾くとの批判も生まれた。女王はたしかに政治的に「能動的」であつたが、だからこそ、その政治的介入は賢明でも立憲的でも

なかったという理解が書簡集の刊行を契機に広がりはじめたのである。他方、女王の書簡集の続刊の出版は長期にわたり頓挫し、「新しい」女王理解が資料的に十分に補強されることもなかった。『ブリタニカ百科事典』における女王の項目にも、第11版で無視できない修正が施され、女王は「賢明で能動的な立憲君主」であったという理解は同項目において、かなりトーン・ダウンして表明されることになったのである（以上5章）。

1911年5月16日に行われたヴィクトリア女王のナショナル・メモリアルの除幕式は「新しい」女王理解の脆弱さを象徴的に示すものであった。除幕式は1章でも述べたように「帝国の母」という女王の「伝統的な」理解を改めて確認する場となった。逆にエッセイヤーや『タイムズ』は、この機会に「新しい」女王理解をきわめて明瞭には打ち出さなかった。その背後には、「新しい」女王理解をめぐる大きな意見の対立があったこと、さらには、1911年前後の政治情勢によって、「新しい」女王理解に示されたような君主像が急速に時代的な潮流と齟齬をきたしつつあったという事情があったのである（以上6章）。

以上検討してきたように20世紀の最初の10年ほどの間に、イギリス社会におけるヴィクトリア女王の理解には無視できない変化が生じ、また複数の女王理解のあいだに葛藤ないし対立も生じていた。「帝国の母」という「伝統的な」女王理解が生き延びる一方で、「賢明で能動的な立憲君主」という「新しい」女王理解が打ち出され、しかもそれへの対抗解釈も着実に広がりつつあったのである¹⁸²。

¹⁸² なお本稿には、科学研究費補助金(課題番号 17330044)による成果の一部が含まれる。

資料目録

Architectural Review.

Athenaeum.

Clarion.

Graphic.

Illustrated London News.

Labour Leader.

Manchester Guardian.

Nation.

Quarterly Review.

Review of Reviews.

Reynolds's Newspaper.

The Times.

Arnstein, Walter L., *Queen Victoria* (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2003).

Beattie, Susan, *The New Sculpture* (New Haven: Yale University Press, 1983).

Benson, Arthur Christopher and Viscount Esher (eds.), *The Letters of Queen Victoria: A Selection from Her Majesty's Correspondence between the Years 1837 and 1861*, 3 vols. (London: John Murray, 1908).

Bogdanor, Veronon, *The Monarchy and the Constitution* (Oxford: Clarendon Press, 1995). [ボグダナー、ヴァーノン、(小室輝久、笹川隆太郎、R. ハルバーシュタット訳) 『英国の立憲君主政』(木鐸社、2003)]

Brett, Maurice V. (ed.), *Journals and Letters of Reginald Viscount Esher*, vols. 1 and 2 (London: Ivor Nicholson and Watson, 1934, 1937).

Buckle, George Earle (ed.), *The Letters of Queen Victoria, Second Series: A Selection from Her Majesty's Correspondence and Journal between*

- the Years 1862 and 1878*, 2 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).
- (ed.), *The Letters of Queen Victoria, Third Series: A Selection from Her Majesty's Correspondence and Journal between the Years 1886 and 1901*, 3 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).
- Cannadine, David, 'The Context, Performance and Meaning of Ritual: The British Monarchy and the 'Invention of Tradition', c. 1820-1977' in Eric Hobsbawm and Terence Ranger (eds.), *The Invention of Tradition* (Cambridge: Cambridge University Press, 1983), 101-164.
 [デイヴィッド・キャナダイン「儀礼のコンテクスト、パフォーマンス、そして意味——英国君主制と「伝統の創出」、1820年—1977年」、エリック・ホブズボウム、テレンス・レンジャー編（前川啓司、梶原景昭他訳）『創られた伝統』（紀伊國屋書店、1992）、163-258頁]
- , 'The Last Hanoverian Sovereign?: The Victorian Monarchy in Historical Perspective, 1688-1988', in A. L. Beier, David Cannadine and James M. Rosenheim (eds.), *The First Modern Society: Essays in English History in Honour of Lawrence Stone* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), 127-166.
- , 'From Biography to History: Writing the Modern British Monarchy', *Historical Research*, 77 (2004), 289-312.
- Ch., H. [Chisolm, Hugh], 'Victoria', *Encyclopaedia Britannica*, 11th ed., vol. 28 (Cambridge: Cambridge University Press, 1911), 28-37.
- Craig, David M., 'The Crowned Republic?: Monarchy and Anti-Monarchy in Britain, 1760-1901', *Historical Journal*, 46 (2003), 167-186.
- Esher, Viscount [Reginald Brett], 'Queen Victoria's Journals: Some Unpublished Extracts', *The Times*, 6 March 1909, 8-9.
- (ed.), *The Girlhood of Queen Victoria: A Selection from Her Majesty's*

- Diaries between the Years 1832 and 1840*, 2 vols. (Tokyo: Meicho Fukyu Kai, 1987).
- Esher, Viscount [Oliver Brett] (ed.), *Journals and Letters of Reginald Viscount Esher*, vol. 3 (London: Ivor Nicholson and Watson, 1938).
- Fraser, Peter, *Lord Esher: A Political Biography* (London: Hart-Davis, MacGibbon, 1973).
- Hamilton, Nigel, 'Chisholm, Hugh', *Oxford Dictionary of National Biography*, vol. 11 (Oxford: Oxford University Press, 2004), 488-490.
- Hardie, Frank, *The Political Influence of Queen Victoria, 1861-1901* (London: Frank Cass, 1963).
- Homans, Margaret, *Royal Representations: Queen Victoria and British Culture, 1837-1876* (Chicago and London: University of Chicago Press, 1998).
- Kuhn, William M., *Democratic Royalism: The Transformation of the British Monarchy, 1861-1914* (Basingstoke: Macmillan, 1996).
- , 'The Monarchy and the House of Lords: The 'Dignified' Parts of the Constitution' in Chris Williams (ed.), *A Companion to Nineteenth-Century Britain* (Oxford: Blackwell, 2004), 95-109.
- Kirk, Neville, 'The Conditions of Royal Rule: Australian and British Socialist and Labour Attitudes to the Monarchy, 1901-11', *Social History* 30 (February 2005), 64-88.
- Lee, Sidney, 'Victoria', *Dictionary of National Biography*, vol. 22 (Supplement) (Oxford: Oxford University Press, 1950), 1261-1372.
- Lees-Milne, James, *The Enigmatic Edwardian: The Life of Reginald, 2nd Viscount Esher* (London: Sidgwick and Jackson, 1986).
- Longford, Elizabeth, *Victoria R. I.* (London: Weidenfeld and Nicholson, 1998).

- McLean, Roderick R., 'Kaiser Wilhelm II and the British Royal Family: Anglo-German Dynastic Relations in Political Context, 1890-1914', *History* 86 (2001), 478-502.
- Marriott, J. A. R., 'The Letters of Queen Victoria', *Fortnightly Review* 82 (n.s.) (December 1907), 991-1004.
- Munich, Adrienne, *Queen Victoria's Secrets* (New York: Columbia University Press, 1996).
- Olechnowicz, Andrej (ed.), 'Historians and the Modern British Monarchy', in Andrej Olechnowicz (ed.), *The Monarchy and the British Nation, 1780 to the Present* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), 6-44.
- Plunkett, John, *Queen Victoria: First Media Monarch* (Oxford: Oxford University Press, 2003).
- Port, M. H., *Imperial London: Civil Government Building in London, 1851-1915* (New Haven and London: Yale University Press, 1995).
- Read, Benedict, *Victorian Sculpture* (New Haven: Yale University Press, 1982).
- Rose, Kenneth, *King George V* (London: Weidenfeld and Nicholson, 1983).
- Searle, G. R., *A New England?: Peace and War 1886-1918* (Oxford: Oxford University Press, 2004).
- Smith, Tori, 'A Grand Work of Noble Conception': The Victoria Memorial and Imperial London', in Felix Driver and David Gilbert (eds.), *Imperial Cities: Landscape, Display and Identity* (Manchester: Manchester University Press, 1999), 21-39.
- Spielmann, M. H., *British Sculpture and Sculptors of To-Day* (London: Cassel, 1901).
- Taylor, Antony, *Down with the Crown: British Anti-Monarchism and Debates*

about Royalty since 1790 (London: Reaktion Books, 1999).

Thompson, Dorothy, *Queen Victoria: Gender and Power* (London: Virago, 1990).

‘Victoria, Queen’, *Encyclopaedia Britannica*, 10th ed., vol. 28 (Cambridge: Cambridge University Press, 1911), 667-684.

West, Algernon, ‘Queen Victoria’s Letters’, *Contemporary Review* 92 (November 1907), 597-609.

Williams, Richard, *The Contentious Crown: Public Discussions of the British Monarchy in the Reign of Queen Victoria* (London: Ashgate, 1997).

Winston, Janet, ‘Queen Victoria in the *Funnyhouse*: Adrienne Kennedy and the Rituals of Colonial Possession’, in Margaret Homans and Adrienne Munich (eds.), *Remaking of Queen Victoria* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), 235-257.

Wolfe, John, *Great Deaths: Grieving, Religion, and Nationhood in Victorian and Edwardian Britain* (Oxford: Oxford University Press, 2000).

井野瀬久美恵『黒人王、白人王に謁見す』（山川出版社、2002）

川本静子、松村昌家編著『ヴィクトリア女王——ジェンダー・王権・表象』（ミネルヴァ書房、2006）

木畑洋一「ジュビリー・イアーズ——帝国の祭典」、松村昌家他編『英国文化の世紀5 世界の中の英国』（研究社出版、1996）、3-23頁。

君塚直隆「ヴィクトリア女王の政治権力」、伊藤之雄、川田稔編『二〇世紀日本の天皇と君主制——国際比較の視点から、一八六七～一九四七』（吉川弘文館、2004）、246-272頁。

——『ヴィクトリア女王——大英帝国の“戦う女王”』（中公新書、2007）

指昭博編『王はいかに受け入れられたか——政治文化のイギリス史』（刀水書房、

2007)

トムプスン、ドロシー (古賀秀男、小関隆訳) 『階級・ジェンダー・ネーション——
チャーティズムとアウトサイダー』 (ミネルヴァ書房、2001)

光永雅明「われらが女王を追悼する——ヴィクトリア女王のメモリアルとシティズ
ンたち」、小関隆編『世紀転換期イギリスの人びと——アソシエーション
とシティズンシップ』 (人文書院、2000)、227-265頁。

——「ヴィクトリア時代中期における反君主制論の衰退：チャールズ・ディル
クとフレデリック・ハリスンの議論を中心に」、『研究年報』43 (2006)、
27-66頁。

山岸裕子「ヴィクトリア女王——「女性」君主であることの意味あるいは影響」、
河村貞枝、今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』 (青木書店、
2006)、110-124頁。